

令和5年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和5年3月6日（月曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第21号、議案第22号直接審議（先議）

追加日程第1 発議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 質疑、討論、採決

日程第 2 常任委員会議案付託

出席議員（18名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
12 番	林 晴 道	13 番	宮 内 保
14 番	飯 嶋 正 利	15 番	宮 澤 芳 雄
16 番	伊 藤 房 代	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（2名）

11 番	遠 藤 保 明	17 番	向 後 悦 世
------	---------	------	---------

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成
税 務 課 長	向 後 秀 敬	市民生活課長	向 後 利 胤
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健 康 づ くり 課 長	齊 藤 孝 一	子 育 て 支 援 課 長	多 田 英 子
高 齢 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳	商工観光課長	大八木 利 武
農 水 産 課 長	池 田 勝 紀	建 設 課 長	浪 川 正 彦
都市整備課長	飯 島 和 則	上下水道課長	多 田 一 徳
教育総務課長	向 後 稔	体育振興課長	金 杉 高 春
消 防 長	伊 東 秀 貴		

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	金 谷 健 二
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議案質疑

○議長（木内欽市） 日程第 1、議案の質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第23号までの23議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、井田孝議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○8 番（井田 孝） おはようございます。

議案第 1 号、令和 5 年度旭市一般会計予算の議決について 2 点質疑いたします。

1 番目、予算書210ページ、空き家等対策推進事業の説明欄12、空き家等実態調査委託料 1,369万5,000円の積算根拠についてお聞きします。

調査料を算定する式があるのか、また参考見積りを徴収しているのかお聞きします。

2 番目、予算書216ページ、消防庁舎整備事業の説明欄14、工事請負費 5 億72万9,000円の積算根拠についてお聞きします。

この事業は2か年となり、これは令和 5 年分の金額ですが、まだ実施設計が終わっていない中で内訳の数量は出ていないと思います。建築資材が高騰し、いまだに価格が安定しない中、どういう根拠を持って工事費を算出しているのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、予算書210ページ、12節の委託料1,369万5,000円についてお答えいたします。

まず内訳ですが、この1,369万5,000円のうち、1,316万7,000円、こちらが空き家等実態調査委託料になります。それと、52万8,000円が電算機保守委託料になります。

まず、電算機保守委託料なんですが、こちらは空き家管理システムの電算システムの保守委託料でございまして、平成30年度から利用しております。現在も使用しております、こちらのシステムの保守費用となります。

それともう一つ、空き家等実態調査委託料、こちらにつきましては、平成30年度に続き今回が2回目の調査となります。前回の調査で対象となった空き家等候補建物は約1,400件ございましたが、今回は社会情勢等を勘案しまして、1,500件の調査を見込んでおります。

金額につきましては、空き家等実態調査業務に係る千葉県等の積算基準や単価はございませんので、前回の入札において応札がありました3者、そちらから見積りを徴し、決定しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部からは（2）216ページ、消防庁舎整備事業についてお答えいたします。

消防庁舎整備事業につきましては、現在、海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事に係る設計業務を行っております。設計業務につきましては、令和5年7月に完了する予定でございます。

庁舎建設工事の積算根拠につきましては、公共建築工事積算基準や建築コスト情報等の刊行物を基に算出をしております。また、今後の資材価格や労務単価等の上昇も見込んで積算したものでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では、再質疑いたします。

まず、空き家の実態調査なんですが、3者相見積りをいただいているということで、入札のときは何者かが応札できて入札が成立する可能性があるということによろしいでしょうか。

あと、消防庁舎整備事業の工事費についてですが、ある程度余裕を見ているということですが、4月以降にも値上がりする資材があるとも言われております。実際、入札を行う際、実行予算が足らずに工事費を無理やり予算内に抑えると入札の不調というのとも考えられます。その点についてどういう考えを持っているのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質疑に対して答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 平成30年度、前回の調査での一般競争入札においては3者の応札がございまして、予算要求に当たりまして、前回の入札で応札のあった3者から見積りを徴しております。執行時期などにもよるとは思いますが、当該3者につきましては、応札していただけるものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 消防長。

○消防長（伊東秀貴） 今後の社会情勢等予想できないこともございますが、現在、工事費の上昇を見込んで工事費を積算しておりますことから、予算内で考えていきたいと思っております。予算を超える工事費の上昇が見込まれる場合は、予算不足が生じないように、設計業者と協議して設計を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の質疑を終わります。

続いて、崎山華英議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○6番（崎山華英） 議案第1号、令和5年度旭市一般会計予算から6点伺いたいします。

1点目、予算書の9ページ、第2表、債務負担行為、このうち防災行政無線改修事業について、令和7年度までかかる理由や事業のスケジュールについて伺います。

2点目、49ページ、2款1項1目、説明7、庁舎管理費の光熱水費について、昨年当初予算と比べ大きく倍増となっており、電気代などの価格高騰が理由であることは想像できますが、具体的な算出根拠を伺います。

3点目、61ページ、2款1項7目、説明3、男女共同参画推進事業、報償費21万6,000円の支出目的と現在切替え時期に入っている第3次旭市男女共同参画計画策定へ向けての進捗や来年度のスケジュールを伺います。

4点目、62ページ、2款1項7目、説明5、道の駅季楽里あさひ管理費、こちらについてですが、季楽里あさひ店舗内の電子決済を導入する予定があるのかお尋ねします。

5点目、64ページ、2款1項7目、説明7、シティプロモーション推進事業、このうちロ

ケツアーリズム推進業務委託料ですが、ロケツアーリズムの効果についてはどのような成果指標を設定するのか、また、今後経済効果額を算出して示す考えがあるのか伺います。

6 点目、66 ページ、2 款 1 項 8 目、説明 3、電子自治体推進事業、こちらは来年度新たに自治体 D X 推進関連経費として 927 万 3,000 円が含まれているとの事前の説明がございました。

そこで、本市における自治体 D X を推進する目的というのが明確に定まっているのかお尋ねします。

1 回目の質疑は以上となります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、私からは、9 ページの債務負担行為、防災行政無線改修事業について申し上げます。

防災行政無線の改修スケジュールですけれども、1 年目となる令和 5 年度は、今回の更新では現状よりサービスエリアの広い電波方式に切り替えるため、本庁舎にこの方式の親局を配置して、電波状況の調査を行います。

2 年目の令和 6 年度は、電波状況のその調査結果に基づきまして、本庁舎の親局の電波が届く範囲で、この親局配下となる屋外子局の工事と戸別受信機の配布を実施いたします。

3 年目の令和 7 年度は、親局からの電波が弱いために必要となる再送信局の工事とこの再送信局の配下になる屋外子局の工事と戸別受信機の配布を行います。

このように段階を踏んで行うため、3 年がかかるということになります。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 行政改革推進課からは、49 ページ、庁舎管理費の光熱水費の算出根拠ということでお答えいたします。

この光熱水費は、電気・ガス・水道の使用料金となります。算出の根拠ですが、令和 3 年 10 月から令和 4 年 9 月までの使用実績に基づいて算出しております。

近年の電気料金、ガス料金の高騰を受けまして、単価等の上昇が見込まれるため、それらを考慮して積算しております。

具体的に申し上げますと、水道料金は単価は変わらないんですが、ガス料金につきましては、令和 4 年度当初、1 立米当たり 95 円でしたが、令和 5 年度につきましては、1 立米当たり 150 円を予測しております。

電気代につきましては、積算方法はかなり細かいものになっておりますので、1キロワット当たりの単価で申し上げますと、令和4年度の予算編成時は17円で行っていました。これが令和5年度の予算編成時は47円ということで、1キロワット当たり30円の上昇ということで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） ちょっと今、行政改革推進課長、ガスの単価違ってないか。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） ガスについては、1立米当たり95円。

○議長（木内欽市） そんなに安いのか。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） はい。これを5年度は1立米当たり150円。都市ガスですので、プロパンよりは単価は安いと思います。

○議長（木内欽市） ああ、そうか。了解。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 以上です。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） それでは、私のほうからは、予算書61ページ、説明欄3、男女共同参画推進事業、報償費の支出目的と第3次計画策定の進捗や今後のスケジュールをということで、ご回答をさせていただきます。

報償費21万6,000円の支出目的は、旭市男女共同参画推進懇話会委員の会議出席時の謝礼金として、委員1人につき6,000円を支出するためのものです。令和5年度は3回の会議を予定しており、委員12名の参加を見込んだものです。懇話会では、男女共同参画計画の策定及び各種施策の推進等について協議を行っていただいています。

次に、第3次計画の進捗状況と今後のスケジュールについて申し上げます。

現在、昨年の11月に実施しました市民意識調査の取りまとめと結果分析を実施した報告書を作成しており、3月16日に予定しておる懇話会におきまして説明後、市民意識調査結果の公表を行います。

今後のスケジュールにつきましては、令和5年度は次期のその第3次計画策定に向け、令和5年7月頃に第1回懇話会で現状説明や委員研修を実施、10月頃に第2回懇話会を開催し計画素案の協議検討をお願いします。12月中には計画素案を公表しまして、パブリックコメントを実施する予定です。その結果を踏まえ、令和6年1月頃の第3回懇話会にて計画案をご協議いただき、市において計画を策定した後、3月に議会へ報告しまして、その後に計画を公表する予定であります。

以上となります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、企画政策課からは（４）（５）（６）についてお答えいたします。

まず（４）になります。道の駅季楽里あさひでは、お客様の多様なニーズに応えられるよう、クレジットカードなど新たな電子決済の導入に向け準備を進めております。クレジットカードにつきましては、契約から利用まで二、三か月程度かかりますので、今年の夏頃には利用できる予定でおります。これにより現金チャージ式プリペイドカード「きらか」とクレジットカードの２種類の電子決済となります。

今後ですが、またスマートフォンを用いたバーコード決済につきましても、会社と検討してまいります。

（５）になります。ロケツーリズムの効果について、どのような成果指標を設定するかということでした。まず、映画やドラマなどのロケ誘致件数やメディアなどの登場回数、観光入り込み客数、移住相談件数、ふるさと納税寄附件数などが考えられます。

経済効果額につきましては、撮影場所の使用料金やロケ弁当の注文金額のように算出できるものもございますが、観光客などの集客に係るもの全てを把握することは難しく、またロケツーリズムによる効果と判断することも難しいと思われます。そのため、経済効果額を示す考えは今のところございません。

（６）になります。市では、国が策定した自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画において示す、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させ、デジタル技術やＡＩ等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくという意義に沿って進めております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○６番（崎山華英） では、すみません、２点だけ再質疑させてください。

３点目の61ページ、男女共同参画推進事業についてですが、先ほどの答弁で、委員研修があるとのことで、予算書のほうには研修費のようなものは入っていないようなんですけども、どのような研修になるのか教えてください。

６点目になります。66ページ、電子自治体推進事業についてなんですけれども、再質疑として、ＤＸを推進する上で、市で保有する情報のデジタルデータ化についてお尋ねします。

市で保有する紙媒体となっている過去の記録等について、特に長期保存が必要なものに限ると思うんですけども、PDF等デジタルデータに変換を行う予定があるのか、また併せて既に保有しているデジタルデータについて、オープンデータに取り組むことが国からも推奨されていますし、自治体DXを進める上で重要な取り組みと言えます。

本市ではどの程度オープンデータが進められているのか、こちらについても、来年度さらに取り組む予定があるのかについてもお尋ねします。お願いします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） それでは、私のほうから、委員研修につきましては、どのようなものかということですが、こちら、千葉県の市町村男女共同参画促進アドバイザー派遣事業というのがございまして、こちらから講師を派遣していただき、無料で研修のほうを実施していただく予定であります。

内容としましては、委員が改選となりますので、新任で委員となる方もいらっしゃいますので、男女共同参画についての説明内容も含め、第3次計画策定に向けてのアドバイスをいただけるよう講師を派遣依頼する予定であります。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、市で保有している情報、紙ベースですけども、現在は旭市文書管理規程に基づいて、基本はやはり紙ベースで保管をして管理しております。で、現在、電子化をする予定はございません。

オープンデータであります。まず、市では、国の示す地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインに沿って取り組んでおります。現在、市のホームページにおいて、市の施設、防災、文化財、情報通信、福祉の五つの項目を掲載しております。

現在、県のほうでも旭市に関するオープンデータのほうを公開しておりますので、そういった他の官公庁と連携することで利用の拡大を図っていければと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございました。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それでは、戸村ひとみ、質疑を行います。

令和5年度の予算編成に当たって、市長のほうから施政方針並びに提案理由ということで、施政方針に市長の令和5年度の意気込み等示されましたので、その中から重点施策、総合戦略の中で、令和5年度に取り組む重点施策を四つのプロジェクトに沿って申し上げますというところ、こちらに沿って総括的に質疑をさせていただきます。

限られた財源ですので、もちろんこの予算編成というか、予算構成に当たりましては、市長のほうから選択と集中、これをもって当たられていると思うんですが、そのやり方でどんなふうにかこの全体の予算構成がされているのかという、そのところを、その観点から質疑を行いたいと思います。

まず最初に、子宝育成プロジェクトとストップ少子化大作戦9事業あるんですけども、これのそれぞれ全体予算額と構成比ですね、そのうち新規事業に係る積算根拠と目標についてお伺いします。

2番目、63ページ、生涯活躍のまち形成事業について、おひさまテラスの目的、それと令和5年度の達成目標を伺います。

3番目、70ページです。出会いの場創出事業について、コロナ後の婚活イベントに係る予算額と内容です。これは、コロナ後ということで、ポストコロナなのかウィズコロナなのか、その辺でちょっと見解が違ってくるかと思うんですが、ここの婚活イベントですね、これについてお伺いします。

4番目、70ページです。移住・定住促進事業及び156ページの旭市雇用対策協議会補助金について。移住促進と雇用というのは、非常にこう切っても切れない間柄といいましょうか、やはり移住してきてくださいというときに仕事がないとなると、どうしても移住に踏み切れないということもございます。

そうということで、横断的な移住促進と雇用対策、この連携、これに対する考え方を伺います。

5番目です。140ページ、産後ケア事業委託料について、令和4年度の実績見込みと令和5年度の達成目標を伺います。

次に、6番目、143ページです。出産・子育て応援給付金給付事業について、伴走型相談

支援の令和4年度の実績見込みと令和5年度の達成目標を伺います。伴走型については、さらなる充実、取り組みをということが触れてありましたので、お伺いいたします。

7番目、148ページです。ごみの減量化推進事業、それと151ページ、住宅用省エネルギー設備設置助成事業、これ廃棄物の減量化と資源の有効活用の観点から伺います。

SDGsの目標、13番目のゴールですね、この気候変動に具体的な対策をという、これに係る令和5年度の市の取り組みと関連する予算額を聞かせてください。

施政方針の中に、ちょっとSDGsという言葉は、今回、令和5年度に関しては出ておりませんでした。さらなる取り組みというところで、ずっと今までやってきた、その3Rというところから、何かもっとう踏み込んだ、本当に今の異常気象とか地球環境が大変なことになっている中で、さらなる取り組みということがございましたので、それがどういうところなのか、予算にどういうふうを取っているのかを聞かせてください。

8番目、164ページです。新規就農総合支援事業について、事業内容をお伺いします。

これも新規就農者の積極的な受入れということで触れてありまして、ですので、その新しさというのでしょうかね、新規性とその内容についてお伺いします。

9番目、188ページです。観光イベント事業において、コロナ後、初の予算編成における、初の予算編成になると思うのですけれども、この観光振興の位置づけと取り組みをお伺いします。意気込みみたいなものですが、お願いします。

10番目、209ページです。空き家等対策推進事業について、令和5年度の事業目標と計画の進め方を伺います。

前者のほうで、予算的なものは金額が分かったのですが、私はその目標と道筋ですね、どういうふうにするのかという。あと、国のほうから、先日ちょっとニュースでちらっと聞いたんですが、特定空き家、特定空き家にならないような対策を市のほうに、市というかその自治体に求めるというふうな話をちょっと小耳にしまして、ニュースで言っていたような気がするんです。市としては、その特定空き家にならないようにする対策というのも令和5年度の中で考えているのでしょうか。お願いいたします。

あと、11番目です。227ページです。学校再編推進事業について、令和5年度の事業目標と事業内容をお伺いします。予算額とですね。その予算額とこの事業目標と事業内容の関連です。お願いします。

12番、237ページ、243ページ、小・中学校教諭補助員配置事業です。この目的と事業内容、さらに、達成目標ですね、令和5年度、どこまでのところを達成したいのかという、そこを

お願いします。今、全国的にその英語教育のニーズというのでしょうか、その取り組みが全国的に図られているところです。施政方針の中にも市長のお話にございました。英語教育に力を入れるというのがございました。その観点からお願いいたします。

13番目、272ページです。日本一身近な海づくり推進事業について、これ、令和4年度から始まった、本年度から始まった事業ですが、この令和4年度の実績見込みと令和5年度の達成目標をお伺いします。

1回目です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、企画政策課からは（１）（２）（４）についてお答えします。

まず（１）になります。

総合戦略の子宝育成プロジェクトに掲載している事業の全体予算額は、４億5,300万4,000円で、予算総額305億円に対する構成比として約1.5%になります。

また、掲載事業のうち、歳入の減となる事業については、第3子以降の保育料無料化に伴う減額が2,711万5,000円、第3子以降の学校給食費無料化に伴う減額が3,111万1,000円となっております。

ストップ少子化大作戦の各事業に係る全体予算額は5,944万6,000円、予算総額に対する構成比は約0.2%となります。

なお、令和5年度予算のうち、新たに子宝育成プロジェクトの対象となり得る事業としては、出産・子育て応援給付金給付事業があります。

ストップ少子化大作戦につきましては、新規事業は特になく、いずれの事業も前年度からの継続または一部拡充事業となっております。

（２）になります。

旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例では、おひさまテラスの設置目的について、子どもを中心とした多世代間の交流を促進し、互いに触発し合う空間を提供することと定めております。

本市では、これまで子育て世代向けアンケートなどにおいて、雨の日でも子どもたちが思いっきり遊べる施設が市内に欲しいという要望を多くいただいていた。本施設は、そうした声をかなえるとともに、地方創生、生涯活躍のまちを鑑み、子どもを中心としながらも、

子育て世代からシニア世代まで幅広い方々に楽しんでいただき、大人たちが生き生きと輝く姿を子どもたちに見せることで、子どもたちの地元への愛着意識を育み、将来的な定住率の向上に寄与していくことも目指しております。

令和5年度の達成目標については、特段の数値目標は設けておりませんが、直近3か月の来館者数が維持された場合には、当初想定の2倍となる年間16万人ほどの来館者数が見込まれます。

続いて（4）になります。

移住と雇用ということで、企画政策課からは、起業・就業等創出事業移住支援金についてお答えします。

起業・就業等創出事業移住支援金は、東京圏からのU I J ターンの促進及び地方の担い手不足対策として、県がデジタル田園都市国家構想交付金を活用して行っている移住支援になります。旭市が条件不利地域となったため、昨年4月から始まった制度となります。

旭市へ移住された方が就業や起業、テレワークなどで一定の要件に該当した場合、移住に要する費用として、移住された方へ支援するものです。

就業につきましては、千葉県が運営するマッチングサイト、千葉県地域しごとNAV I に求人情報を掲載している移住支援金対象企業への就職が条件となります。現在、市内では、15の企業が登録し、求人を掲載しております。

なお、このサイトへの登録は、市へ申請していただき、市から県へ推薦するものです。

雇用対策との連携につきましては、既に様々な事業で連携しておりますが、移住相談者に対しましては、移住支援金や求人情報、地場産業の紹介、市内事業者に対しましては、マッチングサイトへの掲載の周知を図るなど連携してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） 私からは（3）70ページ、出会いの場創出事業につきまして、コロナ後の婚活イベントに係る予算額と内容ということでお答え申し上げます。

予算額150万円につきましては、旭市後継者対策協議会、通称出会いコンシェルジュが実施する出会いの場創出事業を支援するため、市から協議会に対して支出する補助金となっております。

出会いの場創出事業、いわゆる婚活イベント事業につきましては、この協議会において主体的に企画運営を実施していただいております。

ご質疑いただいておりますコロナ後のイベントに係る予算額と内容についてでございますが、市から協議会に対する補助金につきましては、コロナ前それからコロナ禍におきましても、仮にそのときに感染状況等変化しても十分に対応できるようにということで、同額の150万円を予算計上させていただいております。

協議会におきまして、コロナ後を見据えました新年度の具体的なイベント内容やそれから予算額を決定いたしますのは、新年度に入りまして、第1回の協議会のほうで決まることとなっておりまして、現時点で具体的なことを申し上げることはできませんので、ご理解いただきたいと存じます。

これまで、感染拡大防止を念頭に、フラワーアレンジメントなどの飲食を伴わない作業系のイベントを中心とした事業が行われてきたところですが、市としまして、今後は感染法上の取扱い等の状況も踏まえまして、協議会における新年度の事業計画にあつては、令和元年度まで行われていました婚活パーティーやバスツアーなどの飲食を伴うイベントの実施についても、実施検討していただくよう働きかけてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 私のほうからは、156ページ、旭市雇用対策協議会補助金について、移住促進と雇用対策の連携に対する考え方についてお答えいたします。

まず、補助金についてのお答えの前に、雇用対策協議会について簡単にご説明させていただきます。

こちら雇用対策協議会は、地域における雇用創出と安定、企業相互の交流と関係機関との連携強化、勤労者の福利厚生充実と就労環境の向上を図り、市の産業発展に資する目的で、昭和45年に発足した団体でございます。現在、市内41社及び市、銚子公共職業安定所、商工会、市内の中学・高校、技術専門校の代表が会員となっておりますでございます。

協議会では、4月に高校生等を対象とした合同企業説明会、秋頃に一般の求職者を対象とした合同就職面接会、会社説明会を開催し、市内企業への雇用促進を図っておりますでございます。

この補助金につきましても、今申し上げた事業や企業間の連携、福利厚生充実などの活動を支援するために、協議会に対して補助するものでございます。

ご質問の移住促進との連携につきましては、直接的にこの補助金に関連するわけではござ

いませんが、雇用対策協議会が行う、先ほど申しあげました合同就職面接会などは、広く求職されている方を対象としておりますので、移住者就業の受け皿としての機会にもなりますし、銚子公共職業安定所、ハローワーク銚子と市で共同で運営しております地域職業相談室を利用させていただくことも、そういった方々の受け皿になるものと考えております。

また、先ほど企画政策課長からも答弁がありました施策につきましても、順次連携をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 健康づくり課からは（１）番と（５）番、（６）番についてお答えいたします。

初めに（１）の新たに子宝育成プロジェクトの対象となり得る事業ということです。これが出産・子育て応援給付金給付事業についてですが、この事業は、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境整備を目的として、妊娠期から出産・子育てまでの伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施するものです。

経済的支援分としては、妊娠届出後に５万円、出生届出後に５万円を給付します。対象者を、遡及分を含み４４０人と見込み、支給額と通知などに係る事務費を積算根拠としております。

続きまして、（５）の予算書１４０ページです。産後ケア事業委託料についてお答えします。

産後ケア事業は、令和３年４月より、母子保健法一部改正によって法制化された事業です。出産後に子育てのサポートが必要な母子に対し、病院、助産院において助産師が中心となって母親の身体的回復と心理的な安定を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的として実施しています。

令和４年度２月末現在の実績は、利用者７名、計１９日間の利用で、支出額は６５万５,２００円です。令和５年度の利用予定数として、妊娠届出時の面接から特に支援の必要な方が毎年５０名程度いることから、約半数が利用できるよう宿泊型として１８名、新規に開始する通所型として１０名の予算を計上しております。予算額は、委託料として２１６万８,０００円となります。

続きまして、（６）１４３ページ、伴走型相談支援の実績と見込みについてお答えします。

出産・子育て応援給付金給付事業の伴走型相談支援として、妊娠届出時の面談、妊娠８か月頃のアンケートと希望者への面談、出産後の面談を通し、子育て家庭に対し継続した支援をしていくことを目的としています。

令和4年度の実績は、妊娠届出時で1月末までの届出者数318人に対し、本人または家族全員と面談を実施しております。

妊娠8か月頃から出産までの間では、助産師による電話相談を行っており、1月末時点で対象者246名に対し188名、76.4%に対応しております。また、電話相談以外でも、両親学級や地区担当保健師による相談・支援を行っております。

出産後は、赤ちゃん全戸訪問を行っており、対象者275名のうち261名、94.9%と面談しております。お子様が病院で経過観察中や感染予防のために訪問を希望されない方もいらっしゃいますが、全員の方と連絡を取ることができています。

令和5年度の目標は、妊娠届出時の面接、8か月アンケートの回収や電話相談の継続、出産後の赤ちゃん訪問等、全員と面接し、顔の見える関係で継続的な支援を行うことを目標としております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 申し訳ございませんでした。先ほど（9）観光イベント事業についてのご答弁のほうがちょっと漏れておりました。失礼いたしました。

お答え申し上げます。

188ページの観光イベント事業につきまして、コロナ後初の予算編成における観光振興の位置づけ、取り組みということで、意気込みというようなことでございました。

観光イベント事業では、7月、8月に開催されるサマーフェスタ in 矢指ヶ浦、いいおかYOU・遊フェスティバル、七夕市民まつり、12月に開催されるスターライトファンタジーといったイベントの支援を行います。いずれも市の観光振興には必要不可欠なものでございます。

来年度は、各イベントの実行委員会においては、新型コロナウイルス感染症流行以前の令和元年度のイベントの規模、内容で実施する予定というふうに聞いております。補助金についてもそれらに基づくものでございます。

取り組みとしましては、感染防止の観点から中止を余儀なくされた令和2年度、3年度も、予算計上時は令和元年度のイベント内容と同様の実施を想定しておりました。来年度は5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同等の5類感染症に位置づけられることに伴いまして、今まで制限されていたイベント実施内容についても緩和に向けた見直しが図られると思われれます。油断は大敵ですが、大勢の方にイベントを楽しんでいた

だけるよう、市としても支援してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、環境課のほうからは（7）についてお答えします。

初めに、予算書の148ページ、ごみの減量化推進事業についてですが、ごみの減量化や3Rの推進のため、生ごみ堆肥化容器や電動生ごみ処理機の購入に対して、その費用の一部の補助や資源ごみを集団回収した団体に対しまして奨励金を交付しています。

令和5年度の主なものは、生ごみ堆肥化容器の購入補助金として9万円、電動生ごみ処理機の購入補助金として20万円、資源ごみの集団回収の奨励金として51万円を見込んでおり、全体の予算額は100万6,000円となっております。

次に、151ページ、住宅用省エネルギー設備設置助成事業についてでございますが、家庭での地球温暖化対策を促進するため、住宅用省エネルギー設備を導入する者に対し、その費用の一部を補助するものでございます。

主なものは、お配りしてある主要事業一覧表にありますように、太陽光発電設備の設置に225万円、定置用リチウムイオン蓄電システムの設置に420万円等でございます。令和5年度からは電気自動車の購入に90万円、V2H充放電設備の設置に75万円の補助金を見込んでおります。事業全体の予算額は825万円でありまして、そのうち600万円が県の補助となっております。

これらのほか、市の取り組みとしましては、特に予算化はしていないんですが、旭市地球温暖化対策推進実行計画、こちらを策定しておりまして、電気使用量や燃料使用量の節約、抑制など、市の事務事業に係る温室効果ガス排出量の削減に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、農水産課から（8）番、164ページの新規就農総合支援事業について回答いたします。

本事業は、本市の基幹産業である農業の維持・発展を図るため、新規就農者の確保や育成など総合的な支援を行う事業です。

報償費と需用費は、新規就農者に対する激励会事業の予算で、激励事業対象者への記念品代等となります。負担金補助及び交付金は、新規就農者に対する補助事業となっております。

内容についてですが、新規就農総合支援事業補助金は、これは国の補助事業で、その他は

市の単独補助事業となります。

まず、新規就農総合支援事業補助金については、新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間、国が最長３年間支援する制度で、新規就農者を４件、営農継続者を６件見込んでおります。

次に、親元就農チャレンジ支援金は、後継者の就農意欲の喚起と農業への定着を図ることを目的に、親元就農する後継者に対し年間20万円を最長５年間支援するものです。新規支援を10件、継続支援を20件、見込んでいます。

次に、新規農業者支援事業補助金は、本市に経営基盤のない新規農業者に対し、機械や施設の導入などに係る経費を補助するもので、２件を見込んでおります。

最後に、転入者農業チャレンジ支援金は、定住人口の増加や農業労働力の確保を目的に雇用就農する転入農業者等に対し家賃を助成するもので、月額上限５万円とし、最長３年間支援するものです。新規支援を６件、継続支援を４件見込んでおります。

それから、今回、今の内容で大体お分かりだと思うんですが、新規性というか新たな事業はあるのかということですが、いずれもこの事業に関しては継続となります。

なお、転入農業者チャレンジ支援金につきましては、ストップ少子化大作戦の絡みもあって、これは令和４年度から始まって、今回が２年目ということになります。

以上です。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前１０時５１分

再開 午前１１時 ０分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、（10）予算書209ページ、空き家等対策推進事業の令和５年度の事業目標と計画の進め方、それと特定空家の件、その対応についてお答えいたします。

まず、令和５年度の事業のほうから回答いたします。

空き家は全国的な問題でございまして、どの自治体も対応に苦慮しているのが実態でござ

います。空き家の管理は、基本的に所有者等が自らの責任において適切に行うことが前提となっておりますので、市といたしましては、所有者等の支援のため様々な事業を実施し、早期の問題解決を図ることを目標としております。

令和5年度は、旭市空き家等対策計画に基づき、空き家の活用・除却に係る補助事業や、新規事業であります空き家・空地バンクの実施、並びに空き家バンク登録物件の改修に係る補助事業を推進してまいります。それと併せまして、空き家の管理に関する項目をまとめたパンフレットの配布も考えております。

また、新たな空き家対策の計画策定に向けまして、市内全域における空き家の実態調査、こちらのほうも実施をいたします。

次に、特定空き家の件でございます。

特定空き家につきましては、特別措置法の中の定義によりますと、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれがある状態、もしくは衛生上、有害となるおそれがある状態、そういった管理が十分でない空き家についてのことでございます。

この特定空き家につきましては、特措法の中で対策の事務フローがございます。そういったものもございますが、旭市においては、直ちにその特措法に基づく認定や勧告など、そういった措置を行うのではなくて、まずは所有者等に連絡をしまして、当該空き家の現状を伝えるとともに、特定空き家に認定しなくても所有者自らが改善できるよう、状況に合せた情報提供や活用できる助成制度を紹介する対応を行っているものでございます。

目標といたしましては、特定空き家につきましては、周辺に住む方の安全確保のためにも、除却することが基本的には望ましい状態であると考えております。除却などの危険性がもしある場合は、市としては緊急安全措置として応急的な措置を取ることも併せて計画しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課からは（11）と（12）についてお答えいたします。

まず、（11）227ページ、学校再編推進事業についてですが、令和5年度の事業目標は、小・中学校の保護者をはじめ、地域の皆様へ学校再編基本方針の内容を説明し、ご意見を伺うことでございます。

事業内容につきましては、干潟地域は地域説明会を実施しましたので、年度当初早期に地

域検討会議を設置しまして、地域の皆様のご意見をお伺いする予定でございます。

その他の地域につきましては、保護者説明会、保護者アンケートを実施した後、地域説明会を開催します。

地域説明会終了後に、学校再編の対象となる小・中学校にそれぞれ地域検討会議を設置し、会議を開催する予定でございます。

令和5年度の予算額545万円につきましては、こちらの地域検討会議の委員の報償費、並びに地域検討会議の消耗品、備品等で545万円でございます。

続きまして、(12) 237ページ、243ページの小・中学校教諭補助員配置事業についてでございますが、小学校及び中学校の教諭補助員配置事業の目的、事業内容につきましては、基礎学力向上のため、学習につまずいている児童・生徒を中心に、個に応じたきめ細かな指導を行うとともに、落ち着いて学習に取り組めない児童・生徒に寄り添うなど、特別支援教育の充実を図ることを目的としております。

令和5年度の達成目標としましては、特別な支援を必要とする児童・生徒や医療的ケア児への支援の充実、また幼児期から中学3年生までの切れ目ない英語教育を充実させるため、英語教育にたけた教諭補助員を任用し、ALTとJTEのさらなる活用を掲げております。

また、教諭補助員の増員により、児童・生徒への支援が充実するとともに、学校における働き方改革が進むことを目標とし、実態に即した活用を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 体育振興課からは(13) 日本一身近な海づくり推進事業についてご回答いたします。

この事業は、ストップ少子化大作戦の中の事業の一つで、令和4年度から開始した事業です。

事業の目的は、海岸を地域振興のツールと位置づけ、1年を通して楽しめるようなイベントを開催し、市内外を問わない交流を通じた移住、定住を目指すことを目的としております。

令和4年度の実績ですが、まず運営団体となる日本一身近な海づくり推進協議会の設立からスタートしまして、海岸を活用したイベント、ぼるぼろです、これを3回計画していましたが、台風の接近により1回目が中止、計2回の実施となっております。会場は、いずれも飯岡海岸で、第2回目のイベントとしては、まず定員を定めて開催し、ビーチクリーンやビーチヨガ、ビーチダンスなどを開催しました。

第3回目は自由参加として、ニュースポーツとなるボッチャやモルック、それからスポーツカイトやフライングディスクなどを行いました。また、小さな子どもでも楽しめるように自由に遊べる遊具も用意して実施しました。

このイベントには、市内だけではなく市外や県外からも参加があり、合わせて320名の参加がございました。また、そのほかに運営のお手伝いとして、中学生12名の協力もいただいております。

決算の見込額なんですけれども、現在46万7,000円を予定しております。

続いて、令和5年度の関係です。まず予定から、イベント名ぼるぼろを3回予定しております。

内容は、運営団体である日本一身近な海づくり推進協議会で検討し、決定・開催していくことになりますが、会場を飯岡海岸としまして、令和4年度に好評でありましたビーチクリーンやビーチヨガ・ダンスのほか、新たな取り組みとしまして、ビーチクリーンで集めたプラごみなどを活用したプラごみアート、それから海でのイベントですので、海の安全教室などを検討しているところでございます。

次に、令和5年度の達成目標ということでした。この事業の目的は、移住、それから定住の増加を目標としておりますが、このイベントだけで数字を出して、効果をすぐにとという測定は難しいと考えております。

そのため、まずは、この事業・イベントの実施などを多くの人に知っていただいて興味を持ってもらい、毎回、旭市では面白いことをやっている、工夫を凝らしたイベントをやっているなというようなことを通して、市の知名度や海に対する関心を高めることに重点を置いて、まず取り組んでいきたいと考えております。

ただ、その実施した中でモニタリングですね、アンケートを取ったり満足度、それから課題を見つけたり、参加者の要望を聞いたりというのが大事だと思っております。

最後に、予算の関係です。運営団体となる協議会への活動補助金として80万円を計上しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） それでは、何点か再質疑させてください。

最初に持ってきました子宝育成プロジェクトとストップ少子化大作戦9事業、このそれぞれ全体予算と構成比ということで出していただいたんですが、子宝育成プロジェクトのほう

で4億5,300万円ですか、1.5%。ストップ少子化大作戦9事業に至っては、5,944万6,000円、0.2%。これ経常経費というか、それを除いて投資的なところで見なきゃいけないとは思いますが、それによってもこの額が大作戦9事業ということなのに5,944万6,000円、それとあと新規事業が特にないという話でした。このストップ少子化ということに対しての目標額にしてはどうなのか。この評価をちょっとお願いいたします。

それと、2番、生涯活躍のまち形成事業です。おひさまテラスなんですけど、雨の日に子どもたちが遊ぶ場所が欲しいということと、そんなことから始まっているようです。私もいろいろ市民の方からご意見をいただきます、このおひさまテラスに関して。

市のほうに上がってきている問題点というんでしょうか、もちろんその問題点を加味して、この令和5年度の予算といいまして、1億三千何百万円かを指定管理料と家賃とで払っているわけですから、予算的には変わらないんでしょうが、この達成目標をどういうふうに加味されたのかということです。数値目標を立ててないということが、非常に私としては問題があるんじゃないかと思うわけです。

施政方針の中で、今までで21万人とありましたが、最初にこういった事業をやりますと、県外から市外からもたくさんの視察が訪れると思うんですが、そういうことも鑑みて、ちゃんと令和5年度は数値目標を、私は立てていらっしゃると思うわけです。そこのところをもう一度お願いします。

3番、出会いの場創出事業です。答弁の中では、協議会任せ的なところでありました。150万円というのが多いのか少ないのかというのは、ここの評価を今までの実績を加味していらっしゃると思うので、そこのところをお願いします。

それから4番目は、千葉県のサイトのほうでとか、いろいろありました。ここに関しては、市独自のものが何かあるのかを聞いたかったんですが、ないということなのでいいです。

5番目です。産後ケア事業委託料についてです。この事業のその評価を当局側の考えを聞きたいところなんですけど、令和4年度の実績見込みを伺いましたら、7名が延べ19日間宿泊のほうで利用されて、次の6番とちょっとこれは関連づけて考えなきゃいけないと思うんですけど、妊娠の届出、令和4年度は318人、この全員と面談されてということで、面談された全員のその妊娠届をされた方の中から、令和4年度だけではないでしょうけれども、令和3年度にも面談された方の中からの7名という実績だと思うんですが、ここのところの評価をお願いします。

これが、その実績見込みとして7名のところを令和5年度の予算としては18名分も取って

いらっしゃるということで、ここのところの理由をお願いいたします。

7番目です。先ほども申し上げましたように、SDGsというその今まさに少子化とともに取り組まなくてはいけない大きな問題だと思うんですが、それについての施政方針の中の文言というか、その辺がなかったということで質疑をさせてもらったんですが、答弁の中で、予算化はしていないが、市の事務事業に係る温室効果ガス削減についての取り組みをしているということでした。

これは、予算化されていないというのが、要するに経費としての削減のところで予算化されているんだと私は思うんですが、その削減の見込みと削減する方法ですか、新たな取り組みがあるようでしたらお願いいたします。

8番目です。8番目は結構です。テーマなので、また後ほど聞かせていただきます。

9番目です。観光イベント事業についてです。もともとやっていた観光事業を、また補助金等を出して元に戻すというようなご答弁だったと思うんですが、これはちょっと再確認ですが、新規事業というか、コロナ後の新規事業というのはないということでの確認でよろしいでしょうか。確認をお願いします。

10番は結構です。

11番目、学校再編推進事業についてです。令和5年度予算額545万円の中に、説明会と委員の報償費と言われましたか。これは、アンケートを実施すると答弁の中にあったと思うんですが、アンケート費用というのは入っておりますか。お願いします。

あと12番目です。切れ目のない英語教育、この切れ目のない英語教育に対する予算をお願いします。

それから、13番目、日本一身近な海づくり推進事業です。こちらは、答弁の中で、令和5年度からは多くの人に知ってもらうことが大切ということがあったんですが、それに対する何か方策。

私も確かにそう思います。多くの人に知っていただかないと、3回実施予定だったところを2回で320名参加、これの評価はどう考えていらっしゃるのかというのを聞きたいところですが、それをもっと増やしていくべきだろうと思うんですが、その多くの人に知ってもらうやり方というのを何を考えていらっしゃるかをお願いします。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、（１）になります。ストップ少子化大作戦において、目標の評価はということでした。

まず、目標ですけれども、この一覧についてはストップ少子化ですので、合計特殊出生率であったり出生数の増が目標になろうかと思います。ただ、このストップ少子化大作戦は、令和４年度から始まった事業でありまして、そのストップ少子化対策につきましては、なかなかすぐ答えが出るものではありませんので、引き続き結婚から定住まで分野横断的な切れ目のない支援を続けてまいりたいと考えております。

（２）番になります。問題点を加味しての予算化というのと数値目標はということでした。問題点を加味と申しますか、利用者からは利用する際、その都度いろんな声がこちらにも届いてきます。そのいただいた意見等につきましては、改善できるものはその都度、すぐ改善をして取り組んでおるところです。予算化につきましては、当然これらも加味した中で、予算化となっております。

あと数値目標になりますが、一応、来館者数ということで16万人を予定しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） それでは、（３）の再質疑ということで、こちらの出会いの場創出事業の150万円の評価ということで再質疑いただいております。

こちらにつきましては、コロナの影響の少なかった令和元年度、それからコロナ禍におきましても、この150万円については、ずっと同額で市のほうから出しております。実際に協議会のほうにおきまして、そちらの婚活イベントの実施の状況のほうをちょっと申し上げたいと思います。

令和元年度におきましては、単純なイベントでの合計の費用になるんですけれども、イベントの費用といたしまして104万3,600円。それで、回数のほうは、婚活イベントを7回開催しております。主なイベントとしましては、クリスマスパーティーやバスツアーなどを行っております。あと延べの参加者数としては168名ということで実施してまいりました。

コロナ前のこちらの令和元年度の補助金につきましても、同額のこの150万円の中で、その他協議会のほうではいろいろな諸経費等が上乗せになりますので、ちょっとこの金額よりは実際の総合計は多くなるんですけれども、その金額が賄える分だけの補助金のほうを確保して、市のほうから支出ということで、これだけあれば、いずれにしても評価としては大丈夫なのかなということで感じております。

コロナ禍にありましたその令和2年、3年につきましても、同額で予算のほうは組ませていただいております、そちらの感染状況によりまして、イベントが開催できなかったもの等もございますが、もし状況が変わっても対応できるようにということで、同額のほうを計上させていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 産後ケア事業の評価というようなお話でありました。産後ケア事業は、令和3年から開始した事業でございます。母子保健法で産後ケア事業が規定されておりまして、産後ケア事業を行うように努めなければならないと規定されております。それで、令和3年から旭市として産後ケア事業を始めております。

令和3年のまず利用実績は、18名で43日間利用しておりまして、委託料としては142万3,200円となっております。令和4年の利用者が減少した理由は、はっきりとはちょっとつかんでおりません。令和5年は、宿泊型・通所型で面談のときに支援の必要な方が約50名程度おりますので、その半数が利用できるように予算配分しております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、（7）についてですが、経費の削減で予算化されているのではということで、その削減の見込みはということなんですが、環境課としましては、経費の削減ということに関しての具体的な削減の数字や目標等はございません。しかし、この旭市地球温暖化対策推進実行計画ということで、全体の温室効果ガスの排出の削減目標としましては、現在の計画ですと2023年度までに15.8%の温室効果ガスの削減を目標としております。

そういった中で、削減の方法ということですが、これは削減目標としましては、電気使用量の抑制、先ほど申し上げました電気使用量の抑制や燃料、あるいはガスの使用量の抑制、例えばコピー用紙等の用紙の使用量の削減、あるいは省エネ設備の導入、緑化の推進、あとは古紙の配合率の高い用紙の購入、事務用品、その他リサイクルの事務用品の購入等により削減をするということで取り組んでおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、商工観光課より観光イベント事業について、新規

事業はないのかというご質問でございました。現段階では、補助を出している事業に関しては、従前の形で行うというところをベースに考えております。

ただ、今後、各実行委員会の中で、例えば新たな事業とかコロナ後というところもありますので、リニューアルというようなこともあるかもしれません。その辺は、柔軟に対応していくということで、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課からは、まず（11）の学校再編推進事業の予算額の中に、アンケート費用は入っているのかというご質疑にお答えいたします。

まず、この5年度のアンケートなんですが、小・中学校の保護者、あとは保育園などにお通いの保護者の方を対象と予定しておりますので、小・中学校につきましては、スクールメールで回答していただきますので、特に費用がかかる予定はございません。

保育園につきましては、紙でお配りして、その紙にQRコードを読んでいただいて、そこから回答していただく。あるいは紙でも回答できるということですので、こちらのほうも市のシステムでできますので、予算の計上はしておりません。

続きまして、（12）小・中学校の教諭補助員配置事業について、この中で切れ目ない英語教育に関する予算はどの程度かというご質疑でございます。こちらの小・中学校の教諭補助員の配置事業は、全て人件費でございます。それで、小学校の教諭補助員のほうにJTEが4名入っておりまして、小学校の教諭補助員の予算が30名分で5,436万円、そのうちJTEの英語教育に係る補助員は4名でございます。おおよそ約600万円かと思えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 体育振興課からは（13）日本一身近な海づくり推進事業について、もっと知ってもらうための方策、それから参加者320名で満足しているのかというようなことでした。

こちらとしましても、もっともっと伸び代がある事業だと思っていますので、参加者を増やしていきたいと考えております。

まず、市内への知ってもらうためとして、今年度も市の広報やホームページはもちろん、小・中学校へのチラシの配付などをやっております。そういったものをさらに強化していく。それから市外の部分ですね、こちらも大事な部分です。やっぱりメディアが大事だと思

っています。プレスリリースをしたり、実際、令和4年度も新聞等に取り上げていただきました。令和5年度も、このプレスリリースを行いまして、メディアに取り上げてもらう。

それからSNS等で発信すること、それからあとは楽しいイベントを継続してやっていくことが大事だと思っています。こちらにより口コミで広がる。参加者から、またそうやって発信していただけるようなふうになっていけばいいなと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

1番なんですけれども、私は予算額、この構成比のその評価を聞いたかったわけです。何しろストップ少子化大作戦の9事業ですから、その予算額がちょっと私としては、大作戦なのかというふうに思っ、この質疑をしているわけです。新規事業もないということで、この評価を聞いたかったんです。

そうしたら、その始めたばかりのことだから、すぐには結果が出ないということで、それは分かっています。ただ、少子化になっているのは、始まったばかりではないです。もう随分、少子化、少子化と言われ続けて、そして総合戦略の中にも、少子化に対するその施策をやらなければいけないというようなことがあって、今回の施政方針の中でも、これはかなり大きなウエートを占めて、市長のほうから言っていらっしゃることだと思ったので、この予算額に対する評価を聞いたかったんです。

0.2%ね、投資的経費の中では、どれぐらいの割合なのか、ちょっと分からないですけれども、その評価です。本当に大作戦として取り組まなきゃいけないとしたら、新規事業に対する取り組みたいなものも、令和5年度にあっていいんじゃないかと思ったものですから、ここに対してそういう検討がなされたのか、なされなかったのか。

例えば、学校給食費の無償化とか、そういうことを、よその自治体はどんどん、がんがんやっています。それも、本日のニュースにも上がっていました。そういう検討が令和5年度の予算編成のときに、なされたのかどうかも聞かせてください。

それと、2番のおひさまテラスも、来場者数が16万人見込んでいるというのは、私は目標ではないと思うんです。目標値じゃない、目標数値じゃない。なぜならば、目的が子どもたちが雨の日に遊ぶ、あるいは、市民の方がいろんな活動をあそこでできる、そのための場所だということですから、外からの県外からとか市外からの人たちが来て、それでそこを見学するその来場者数というのは、私は数字には入れるべきではないと思っています。目的が違

っていますから。

それぞれスタジオだとかミーティングルームだとか、あとでっかいコピー機が使えるとか、あと子どもたちが遊んだりとか、本が普通にその場で読めたりとか、そういうことで、要するに事業ごとのおひさまテラスの目的の事業ごとに数値目標がないのかということをお願いしたんです、立てるべきだと思っているので。お願いします。

○議長（木内欽市） 戸村議員、ほかの質問はいいですか。

○4番（戸村ひとみ） はい。

○議長（木内欽市） 戸村議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず（1）になります。ストップ少子化大作戦全体予算に対する割合が0.2%、その辺の見解はどうかということでした。ストップ少子化大作戦につきましては、どんな事業をやったら支援につながるかというものを考慮しまして、それで9事業を充てました。その9事業をまとめてストップ少子化大作戦と称しております。

いろんな事業があるわけですが、総予算に対する割合は低いんですが、それぞれ各担当課において最大の効果が得られるよう、予算化しているというふうに考えております。

また、新規事業がないということなんですが、すみません、これは9本をパッケージとしてストップ少子化大作戦と銘打っておりますので、ここに対してまた新たな事業を加えようという議論はありませんでした。この9事業でストップ少子化大作戦というふうに称しております。

（2）になります。目的、来館者数は市外は含めないんじゃないのというお話がありましたけれども、あそこは市外の方に利用をしていただいて、旭市を知っていただいて、それが移住につながるよという意味合いもございますので、市外の方に来ていただくのは、こちらとしては大歓迎かと思っています。

それと、例えばイベントごとの数値目標であつたりということかと思いますが、イベントであつたり講座であつたり出して、そこに目標人数はちょっと設けておりません。講座の開催回数も、今年並みに開催できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村議員は自席へお戻りください。

続いて、伊場哲也議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○5番（伊場哲也） 議案第1号、令和5年度旭市一般会計予算、33ページに計上されております土地売払収入1億506万9,000円、どここの土地を売り払う予定なのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） お答えいたします。

土地売払収入の主なものを申し上げますと、現在、更地となっております鎌数の旧神西住宅跡地になります。ここを予定しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） その土地を売り払う根拠は、何か当然おありかと思っておりますけれども、お聞かせ願えますか。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 市営住宅のほうでございますけれども、根拠といいますか、特に市として保有している土地ではございますが、跡地について市として有効活用する事業の予定もございませんので、そういった用地につきましては、払い下げを予定すると、そういうふうに計画しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございます。

ちょっと場所はどこか、私自身、今分からないので何とも言えないのですが、有効利用する予定がないというふうなお話で売り払うと。不動産鑑定士に土地の価値の見積りだとか、当然、依頼をしてこの1億506万9,000円という見積りをされたかと思えます。

何坪売却で、適正価格だと思うかと、3回目の再々質疑をしたいと思えます。何坪売却予定で、適正価格だと思いますかという最終の質疑です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） まず、売却予定の面積でございますが、約6,900平方メートルとなります。

それから、不動産鑑定ということでございますが、土地の条件を整理した上で不動産鑑定は取る予定でございます。その予算の見積りに当たっての話でございますが、平成26年に隣接している土地を売却しております。そのときの売却額を参考として見積りを計上させていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長、今、何坪と質問しているので、坪数でちょっと。割ればいいんですけども、質問者が何坪ですかと聞いているので、何坪でお答えください。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 失礼いたしました。

6,900平方メートルを坪数にしますと、約2,090坪になろうかと思います。

失礼いたしました。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

自席へお戻りください

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 松木源太郎でございます。

令和5年度旭市一般会計について、22点にわたりまして、質疑させていただきます。

皆さん方に、質疑の通告の一覧表が出ておりますけれども、最初からいきます。

1、9ページ、債務負担行為、総合戦略策定支援業務委託料、令和5年から令和6年度までについて、設定の理由と、その事業の内容についてお聞かせください。

2番目、P19、学校給食費負担金と過年度分負担金の内訳及び児童福祉使用料の内訳についてお伺いいたします。

3番目、P20、商工使用料及び住宅使用料の内訳についてお伺いいたします。

4番目、P23、子どものための教育・保育給付交付金について、内容をお伺いいたします。

5番目、P29、経営体育成基盤整備事業促進補助金について、その内容をお伺いいたします。

6番目、今お話があったP33、不動産売却収入について売却先をお伺いいたします。

7番目、P34、財政調整基金繰入金について、繰り入れする理由、その他金額についてお伺いいたします。

8番目、P36、旭中央病院共済金について、支出根拠をお伺いいたします。

9 番目、P 37、放課後児童クラブ受託料について、内訳をお伺いいたします。

10 番目、P 63、生涯活躍のまち形成事業について、事業内容をお伺いいたします。

11 番目、P 66、電子自治体推進事業について、事業内容をお伺いいたします。

12 番目、P 108 から 125 ページにわたる児童福祉関係職員給与費について、干潟保育所完全民営化による影響をお伺いいたします。

13 番目、P 138、感染症予防対策事業について、事業内容をお伺いいたします。

14 番目、P 143、出産・子育て応援給付金給付事業について、その事業内容をお伺いいたします。

15 番目、P 164、新規就農総合支援事業について、事業内容をお伺いいたします。

16、P 165、水田農業構造改革推進事業について、内容をお伺いいたします。

17 番、P 169、畜産環境フレッシュ事業について、その事業内容をお伺いいたします。

18、P 186、観光施設管理費について、事業内容をお伺いいたします。

19、P 198、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業について、事業内容をお伺いいたします。

20 番、P 199、南堀之内バイパス整備事業について、事業内容をお伺いいたします。

21 番、P 201、都市計画総務事務費について、事業内容をお伺いいたします。

22 番、P 209、空き家等対策推進事業について、事業内容をお伺いいたします。

以上が、1 号議案についての質疑であります。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午後 1 時 0 分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 企画政策課からは（1）（10）（11）についてお答えいたします。

まず、（1）になります。

まず、本委託料ですが、これは第 3 期旭市総合戦略の策定に係るコンサル委託料になりま

す。

現在の第2期旭市総合戦略の計画期間は令和6年度までと、あと2か年計画期間がありますが、国においては、昨年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略が策定されました。これを踏まえ、本市においては、デジタル技術の活用を含め、幅広い市民などの意見を取り入れた、第3期目となる新たな総合戦略を、令和5年度から2か年かけて策定していくこととし、そのための債務負担行為を今回設定するものです。

業務の内容になりますが、令和5年度は、市民や事業者へのアンケート調査や意見交換会といった、市民意識を把握するための各種調査を実施する予定です。また、令和6年度は、将来人口の推計や、各種調査結果を踏まえた取り組み施策の検討を行い、市民や各種団体の代表者、学識経験者等から成る旭市総合戦略推進委員会で協議しながら、令和6年度末までの策定を目指してまいります。

続いて、(10)になります。

本事業については、人口減少と少子高齢化に歯止めをかけるため、地方創生の観点から国の推奨する生涯活躍のまちづくりに基づき、旭中央病院の隣接地に持続可能な多世代交流拠点を含みまちづくりを行うことで、元気な高齢者と子育て世帯を中心とした都市住民の誘致と、雇用の創出による若者世代の流出抑制、流入促進を実現し、市全体の活性化を図るものです。

令和5年度ですけれども、主な事業としまして、多世代交流施設おひさまテラスの運営に係る指定管理料やフロア賃借料のほか、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料として、移住セミナーや移住PRイベントの開催、官民連携・事業推進のための支援等に係るコンサル委託料などを予算計上しております。

続いて、(11)になります。

本事業は、情報社会に対応した効率的な電子自治体を推進するため、電子調達システムや電子申請システムを活用するとともに、地域の情報化推進のため、市の施設においてWi-Fi設備の運用管理やインターネット環境の整備とセキュリティ対策強化を実施しております。令和5年度は、自治体デジタル・トランスフォーメーション化事業としまして、議会及び執行部会議のICT化を推進するため、タブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入する予定です。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課からは（２）と（９）についてお答えいたします。

まず、（２）の19ページ、学校給食費負担金と過年度分負担金の内訳でございますが、まず現年度分の学校給食費負担金の内訳は、小学生が月額4,190円で2,353人、中学生が月額4,720円で1,337人、教職員等が534人、その他保護者試食分等を含みまして合計で２億297万4,000円を見込んでおります。

過年度分の学校給食費負担金は、小学生22人で101万3,980円、中学生19人で98万6,480円の収納金額を見込んでおります。

続きまして、（９）37ページ、放課後児童クラブ受託料の内訳でございますが、こちらの放課後児童クラブの利用者合計795人で、年間4,527万円と見込んでおります。

放課後児童クラブ受託料の月額は、平日のみのご利用が月額5,000円、土曜日を含む場合は7,000円、夏休み期間中は8月のみですが、1万円、延長保育の場合はさらに1,000円をいただいております。なお、過年度分は、滞納を見込んでおりませんので、ゼロですので過年度分は見込んでおりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て支援課からは（２）（４）（12）について回答させていただきます。

まず、初めに（２）児童福祉使用料の内訳につきましては、予算書19ページ下段の説明欄1、公立保育施設保育料は、公立保育所現年度分で保育料延べ2,004人分となります。

説明欄2は、その保育料の過年度分でございます。

なお、保育料につきましては、満3歳以上の児童については、令和元年10月から子ども・子育て支援法の改正によりまして無料となっておりますので、満3歳未満の児童についての保育料となっております。

説明欄3の公立保育施設使用料は、市外の児童が市内の公立保育所を利用する使用料となり、利用児童の住所地の各自治体から国の基準に基づき支払われるものでございます。

次に、（４）子どものための教育・保育給付交付金についての内容でございますが、予算書23ページ下段の説明欄4、子どものための教育・保育給付交付金につきましては、認定を受けた子どもが通園する民間保育園6施設と認定こども園3施設に対して、各施設を運営するに当たって支払われる施設型給付費に対する国からの交付金となります。

次に、（12）の干潟保育所完全民営化による影響はというご質問ですが、まず最初に歳出につきましては、前年度予算との主な比較をいたしますと、令和4年度は、保育所指定管理委託事業として支出していました1億2,640万7,000円は、令和5年度は完全民営化により、予算書の124ページの説明欄4、民間認可保育所運営費給付事業にて支出をしております。

12節委託料、施設型給付費6億9,807万5,000円は、私立保育園6園の運営費に対する支出ですが、このうちひがた保育園分といたしまして1億1,957万7,000円を見込んでおり、令和4年度の指定管理委託事業と比較いたしますと683万円、5.4%の減となります。

その他、保育士処遇改善事業や保育士配置改善事業など、ほかの事業分の支出を含めると1億3,704万5,000円で、令和4年度の歳出合計との比較では589万8,000円、歳出が増えております。

次に歳入につきまして、主な補助金は、施設型給付費に対する国・県の補助金や保育士処遇改善事業補助金など、私立保育園となったことで新たに補助対象となる補助金が増えたことにより、令和5年度の歳入合計は9,947万3,000円となり、令和4年度の歳入合計と比較いたしますと9,453万7,000円の増となります。

歳出の増と歳入の増を考慮いたしますと、干潟保育所に係る市に負担は、令和5年度予算と令和4年度予算の比較で8,863万9,000円減となります。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは（3）と（18）についてお答えいたします。

初めに、（3）20ページの商工使用料の内訳についてお答えいたします。

まず、説明欄1、長熊釣堀センター使用料1,124万円の内訳は、通常の入場料1,000円で1万1,000人を見込んでおりまして1,100万円。また、年に2回開催予定の釣り大会、こちらは2回合わせて240人ほどですが、同じく1,000円の入場料で24万円、合わせて1,124万円でございます。

説明欄2、市営プール使用料116万円の内訳につきましては、大人の入場料が300円、こちらを2,500人で75万円、中学生が200円で、こちらは300人で6万円、また小人、こちらは100円になりますが、小学生以下3歳以上ですが、こちらは100円で3,500人を見込んで35万円、合わせて116万円でございます。

また、説明欄3、飯岡刑部岬展望館使用料につきましては、こちらは県から移管後、市の施設になってからは、使用料の発生する案件はあまり例がございませんでしたので、1階多

目的室利用 1 時間当たり 500 円なのですが、こちらは 2 時間分の使用料として 1,000 円を計上いたしました。

続きまして、(18) 観光施設管理費について、その事業内容についてお答えいたします。

観光施設管理費は、市の観光施設であります矢指ヶ浦海水浴場の管理施設、海岸トイレ、市営海浜プール、観光街路灯、長熊釣堀センター、上永井公園、飯岡刑部岬展望館などの安全で衛生的な維持管理を行うための経費、主に人件費であったり、維持管理のための委託料などの経費となっております。

令和 5 年度は、これら観光施設の維持管理のほか、観光施設改修工事といたしまして、市の夏期観光の重要な施設であります市営海浜プールの長寿命化を図るための改修工事と、飯岡漁港から上永井地区へ続く観光遊歩道の施設の一部を改修する工事、上永井公園駐車場のトイレ改修工事等を行う予定でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 都市整備課からは（3）のうち住宅使用料、それと（21）（22）についてご回答いたします。

まず（3）の住宅使用料です。

予算書 20 ページ、4、住宅使用料の説明欄の上から順に内訳をご説明いたします。

1、市営住宅使用料、こちらは入居者 294 世帯分の家賃でございます。3,192 万 7,000 円です。

次に、2、市営住宅使用料（過年度分）、こちらは滞納 55 世帯分の家賃 104 万 6,000 円でございます。

続いて、3 番、市営住宅駐車場使用料、こちらは駐車場を使用している 43 世帯分の使用料でございます。52 万円です。

続いて、4 番、市営住宅駐車場使用料の過年度分、こちらは滞納している 3 世帯分の使用料で 1 万 6,000 円です。

続いて、5 番です。雇用促進住宅使用料、こちらは入居者 39 世帯分の家賃でございます。金額は 1,234 万 6,000 円です。

続いて、6 番、雇用促進住宅使用料（過年度分）です。こちらは滞納 10 世帯分の家賃でございます。26 万 8,000 円です。

続いて、7 番、雇用促進住宅共同施設使用料、共益費です。こちらは、入居者 39 世帯分

132万8,000円でございます。

続いて、8番、雇用促進住宅共同施設使用料の過年度分でございます。こちらは、滞納10世帯分で3万5,000円です。

続いて、9番、雇用促進住宅駐車場使用料、こちらは駐車場を使っている26世帯分の駐車場料金で118万円でございます。

続いて、10番、雇用促進住宅駐車場使用料の過年度分です。こちらは、滞納している4世帯分で2万1,000円でございます。

金額につきましては、いずれも家賃、使用料ともに令和3年度実績の徴収率を乗じて計上しております。

続いて、(21)の都市計画総務事務費についての事業内容についてご説明いたします。

こちらは都市計画に係る審議会の報酬や協議会への負担金、各種調査に要する費用など、経常的なものが中心でございますが、本年度から始めました都市計画の見直し支援業務が入っております。

こちらは本年度6月16日に国際航業株式会社と契約いたしまして、業務期間は令和7年度末までの4年間でございます。業務1年目の本年度は、都市計画区域の指定方針と指定基準の検討、調査、建築物の動向調査、そういったものを行っておりまして、令和5年度につきましても、基本的には継続して調査業務を行う予定でございます。

令和5年度で都市計画の見直し案の作成が、調査等が順調に進みましたら、年度後半にはなると思いますが、議会、市民への説明を考えておるところでございます。

続いて、(22)の空き家等対策推進事業の事業内容でございます。

空き家等対策推進事業ですが、市といたしましては、所有者等の支援のために様々な事業を実施し、早期の問題解決を図ることを目標としております。

令和5年度におきましては、旭市空き家等対策計画に基づきまして、空き家等の活用・除却に係る補助事業や、新規事業であります空き家・空地バンクの実施、並びに空き家バンク登録物件の改修に係る補助事業を推進してまいります。

また、新たな空き家対策の計画策定に向けまして、市内全域における空き家の状況を把握するため空き家等実態調査委託を実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、農水産課からは（5）番と（15）番、それから（16）

番、(17) 番の四つになります。順にご回答申し上げます。

まず、初めに29ページになります。経営体育成基盤整備事業促進費補助金について回答いたします。

本事業は、千葉県で施工しております旭市秋田地先の豊和地区165.8ヘクタールと旭市三川地先の飯岡西部地区125.9ヘクタールの基盤整備事業に対する国と県の補助金になります。

この補助金は、農地を集積した割合により助成割合を算定し交付されるもので、豊和地区分が1億4,562万5,000円、飯岡西部地区分が6,500万円で、合計2億1,062万5,000円となります。なお、この補助金は、当地区の基盤整備事業へ充てられるものです。

続きまして、164ページ、新規就農総合支援事業についてご回答いたします。

本事業は、本市の基幹産業である農業の維持・発展を図るため、新規就農者の確保や育成など、総合的な支援を行う事業です。

報償費と需用費は、新規就農者に対する激励会事業の予算で、激励事業対象者への記念品代等となります。

負担金補助及び交付金は、新規就農者に対する補助事業となっています。

内容についてですが、新規就農総合支援事業補助金は、国の補助事業で、その他は市の単独補助事業となります。

まず、新規就農総合支援事業補助金については、新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間、国が最長3年間支援する制度で、新規就農者を4件、営農継続者を6件見込んでおります。

次に、親元就農チャレンジ支援金は、後継者の就農意欲の喚起と農業への定着を図ることを目的に、親元就農する後継者に対し年間20万円を最長5年間支援するものです。新規支援を10件、継続支援を20件見込んでおります。

次に、新規農業者支援事業補助金は、本市に経営基盤のない新規就農者に対し、機械や施設の導入などに係る経費を補助するもので、2件を見込んでいます。

最後に、転入者農業チャレンジ支援金は、定住人口の増加や農業労働力の確保を目的に、雇用就農する転入者等に対し家賃を助成するもので、月額上限5万円とし最長3年間支援するものです。新規支援を6件、継続支援を4件見込んでおります。

続きまして、165ページ、水田農業構造改革推進事業について回答いたします。

本事業は、米価下落等の環境変化に対応するため、需要に即した米作りを推進し、水田農業経営の安定と発展を図ることを目的に、稲作農家などの水田農業に関わる生産者などに対し支援を行う事業です。

予算書には二つの事業の記載があると思いますが、一つ目の水田農業構造改革推進事業補助金は、4種類の事業があります。県と市の補助事業がそれぞれ2事業ずつです。

初めに、担い手水田利活用高度化対策事業というのは、県の補助事業で、飼料用米等の飼料作物を5ヘクタール以上の団地化で取り組んだ場合に交付するものです。

次に、飼料用米等生産支援事業も県の補助事業で、前年に引き続き飼料用米等に取り組む生産者と、前年に比べ飼料用米等の取り組みを拡大する生産者に対し交付するものです。

次に、転作作物推進事業は、市の補助事業で飼料用米や米粉用米の生産者へ1キログラム当たり20円、飼料用米を利用する畜産農家へ1キログラム当たり2円、ホールクroppサイレージ用稲は10アール当たり1万2,000円、麦・大豆等は10アール当たり1万円を交付するものです。

次に、転作団地推進事業も市の補助事業で、麦や大豆等を3ヘクタール以上の団地化で取り組んだ場合に10アール当たり1万円を交付するものです。

続いて、二つ目の飼料用米等流通加速化事業補助金ですが、こちらは飼料用米等の流通及び利用の低コスト化を図るため、フレコンユニットや乾燥機などの導入に係る経費に対し支援する、これは県の補助事業になります。

続きまして、169ページになります。畜産環境フレッシュ事業について回答いたします。

本事業は、家畜排せつ物の消臭軽減効果のある、飼料等への添加剤や臭気の拡散を防ぐ効果のある資材の導入を支援し、畜産経営の継続、安定を図りながら、農場周辺環境の向上に寄与しようとするものです。

補助率は、飼料添加剤等を導入する場合は3分の2で30万円を上限とし、臭気の拡散を防ぐ資材を導入する場合も、同じく3分の2で150万円を上限としています。取り組み数は、飼料添加剤等の導入に10件、臭気拡散防止資材の導入に3件で、計13件を見込んでおります。

農水産課からは以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 行政改革推進課からは（6）33ページの不動産売払収入について、売払い先はというご質問でございます。

旧神西住宅跡地の売払い先については、現在決まってございません。令和5年度に測量業務や物件調査等を行った上で、官公庁オークションを活用しまして売却先を決定する予定となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 財政課からは（７）番、34ページの財政調整基金繰入金についてお答えいたします。

財政調整基金繰入金につきましては、予算の歳出全体に対する歳入の不足分の財源として繰入れを行っております。

令和５年度の予算額は５億600万円で、昨年度の２億2,300万円から２億8,300万円の増で計上しております。

繰入金が増額となった主な理由につきましては、電気料金等の高騰に伴い、光熱水費が約２億円の大増となったことなどによりまして、一般財源の不足分が増えたことによるものであります。

以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、総務課からは（８）36ページの旭中央病院共済金についての支出根拠についてお答えいたします。

中央病院は、平成28年４月に地方独立行政法人へと移行しております。これ以降、地方公務員等共済組合法等の規定によりまして、旭中央病院の事業所分として計算される一部の負担金、内容的には追加費用、それから基礎年金拠出金、事務費負担金の３種類になりますが、これらについては旭市が負担するという法の規定により、そういうこととなりました。

それで、独法化前に市と中央病院のほうとで協議をいたしまして、ひとまずその負担金の額を中央病院から市へ納入していただいて、それで市から共済組合へ支出するという形で、形としましては、市を経由して納入するような形になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 健康づくり課からは（13）番と（14）番について回答いたします。

初めに、138ページ、感染症予防対策事業についてです。

感染症予防対策事業は、感染のおそれがある疾病の予防、感染拡大の防止のため、感染症に関する啓発及び法に基づく予防接種を実施するものです。

主なものは予防接種費用委託料で、ＢＣＧ、麻疹、風疹等の子どもの定期予防接種の費用となります。

その他としましては、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種や成人の風疹予防接種、季節性インフルエンザ予防接種費用の助成等を行います。季節性インフルエンザ予防接種費用の助成は、令和2年度から臨時的に実施してまいりました助成の拡充を5年度も継続し、65歳以上の定期接種と、任意接種の子どもや妊婦、内部障害をお持ちの方への助成を行います。

新型コロナ感染症に対しては、不安を解消するため自費でPCR検査を実施した方や、介護施設等に新規で入所される方のPCR検査費用を助成します。

続きまして、143ページ、出産・子育て応援給付金給付事業についてお答えします。

事業内容は、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるように、一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施し、出産や子育てに係る経済的及び心理的な不安の軽減を図るものです。

伴走型相談支援としましては、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出生届出後に面談やアンケートなどを実施し、利用できるサービスの確認や不安の解消を行い、出産・育児の見通しを立てるなどの支援を行います。

経済的支援としましては、妊娠届出時に面談をした妊婦の方に5万円、出生届出後、赤ちゃん訪問などで面談をした子の養育者に5万円給付いたします。

以上になります。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは（19）198ページ、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業と、（20）199ページ、南堀之内バイパス整備事業についてお答え申し上げます。

初めに、198ページ、飯岡海上連絡道のほうですが、予算書の198ページ、8款3目の道路新設改良費のうち、説明欄4、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業につきまして、主な事業内容をお答え申し上げます。

主なものといたしましては、12節委託料のうち、鉄道横断工事委託料が2億9,549万5,000円で、これは令和元年度から5年間の予定でJRに委託している鉄道横断工事となります。進捗率は、令和4年度末時点で67%となります。工事は順調に進捗しており、本委託工事は令和5年度で完了する予定となっております。

続きまして、14節の工事請負費、道路改良工事2億8,820万円は、主にJR横断部分トンネル付近などでの道路改良工事延長520メートルや排水整備などを予定しているものであります。

次に、16節の公有財産購入費、道路用地購入費の3,681万2,000円は、JR横断部分及び未

買収の用地費用を計上したものであります。

続きまして、質問事項（20）のほうの199ページ、南堀之内バイパスのほうでございます。予算書199ページ、8款3目の道路新設改良費のうち、説明欄5、南堀之内バイパス整備事業につきまして、主な事業内容といたしましては、14節工事請負費の道路改良工事が2億8,600万円、こちらは大利根用水の箱型函渠工事及び、道路工事に伴う山土からの発生土有効活用のためのヤード整地工事一式を行う予定でございます。

なお、南堀之内バイパスにつきましては、令和6年度で全て完了する予定で工事のほうを実施しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） それでは、私の通告の1番目から、順次、ご回答いただいた点についてお聞きしていきたいと思えます。

まず、1番目、歳入の9ページです。この債務負担行為でやるのが、先ほどのお話ですと、企画のほうでもって、これは第3期分として5年までやるわけですがけれども、この歳出はどこですか。それをお聞きしておきたいと思えます。

それで、次の質問をさせていただきます。次、2番目、学校給食費負担金、過年度分と児童福祉使用料の負担金の問題です。

実は、学校給食費につきましては、半年ずつ1年間無料の制度を前市長時代にやって、そういう経験があるにもかかわらず、現市長の公約でもなかなか進まないの、その集金の仕方をどうしているかということを私は調べてみました。

そうしましたらば、これは大変驚いたことに、例えば令和3年度の第4次旭市行政改革アクションプランというのがあります。これでもって学校給食のことが出てくるわけです。なぜこんなことがやられるかという、例えばその前に調べたところが、学校給食費等の徴収に関する公会計化の推進についてというのが、令和元年7月31日に文部科学省から出ているわけです。

これに基づいて何をやったかという、保育料や学校給食費などの場合は、この滞納した場合には、児童手当から徴収するというのを旭市がやっているんです。つまり、こういうまず学校給食の徴収は、先生の仕事じゃないよと、自治体の仕事だよというのが文科省が出してきたわけです。それに対して対応してやったのが何をやったかという、そうであれば徴収したのは、払ってない人は、児童手当で相殺しよう。

この22年9月26日にいただいた第4次旭市行政改革アクションプラン、令和3年度進捗状況というものの16ページの上のほうにこういうふうに書いてあります。児童手当に関わる学校給食等の徴収に関する申出書により、児童手当から給食費への充当が81万1,640円ですと書いてあります。

つまり、こういうことを文部科学省の通達に基づいて、先生がやらないで行政がやりなさいということに関して、こういうことを旭市がやっているんです。私は、学校給食はただにしたほうがいいんじゃないかということを主張していますけれども、実際に市がやっていることというのは、こういうことをやっちゃっている。これについて、市はどう考えるか、ぜひ答えていただきたいと思います。

保育料につきましては、大体分かりました。

次に、商工使用料と住宅使用料の問題ですが、商工使用料についてちょっとお聞きしたいんですけれども、実は長熊の釣堀の問題につきましてちょっと聞きたいんですが、ここは今どういう形でもって運営されているのでしょうか。利用者の数については、平成17年の合併後どういう変化があったか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、4番目の23ページ、子どものための教育・保育給付交付金についての内容については分かりました。

それから、29ページの経営体育成基盤整備事業促進費補助金につきましても、これは分かりました。

6番目の不動産売払収入については、簡単に聞きます。

売払い先は決まってないということですが、神西の団地が一昨年1個残っていたのが撤去されて全部空き地になった。それを機に、市は公有地が残って空き地になっているから売ろうということでしょうけれども、今、市が進めているのは、別の議案で質問しますが、西野住宅などについても、これはどんどん募集しないでもって空き地にしていこうという考えのようですけれども、これはそのように進めて、公有財産を売り払っていくということで、進めていくのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

7番目の財政調整基金の繰入金ですけれども、私も2億2,300万円から5億600万円になった。どうしてこんなに増えたかということは分かりましたけれども、財政調整基金の繰入金はこういう形で使うものなんでしょうか。私は、ちょっと財政調整基金の使い方について大変疑問です。

確かに、電気料金が2億円ぐらい上がるからというのはあるでしょうけれども、もっと事

業に使うべきだし、決算のときも財政調整基金に入れるお金をもっと増やすべきだと思います。これについて、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、8番目の中央病院の共済金です。前にも私は聞きましたけれども、中央病院の方々の身分の問題ですから、微妙な問題なのであまり突っ込んで聞きませんでした。これは法的にはちゃんとできるものなんですか。それとも千葉県の共済組合と便宜的にこういう、つまり共済組合に入っていた方々だから、その方々がなくなるまでそういうことを進めるということなのか。

新しく入った方は、例えば民間と同じですから、厚生年金だとかそういうものに一部はしているけれども、今まで共済に入っていた方だけ、そういう形でもって市が代行して、お金を納入しているということなのか。この法的な根拠と、それに伴う共済組合と独立行政法人の中央病院、並びに旭市のどういう協定が結ばれているか、開示していただきたいと思います。

9番目の放課後児童クラブ受託料につきましては、概略分かりました。

10番目の生涯活躍のまち形成事業について、ちょっとお聞きいたします。

市長は、政務報告の中で、おひさまテラスについては1月末現在で21万人を超える来場者がありました、こういうふうに言っています。これは、要するにあの2階の部分の生涯活躍のまち「みらいあさひ」に来たのであって、あそこの施設全体に来た方ではなくて、21万人というのですから、どういう事業が今までやられたか。

つまり、中央の広場やそれからいろんな施設とか、そういうところでもって何人ぐらいの方たちが来て、どんな方たちがその事業を見たのか。または看過したのか。それについてご報告いただきたいと思います。

もう一つは、その2階のあの部分について、何か販売会場に使われているようなことを聞きますけれども、そういうことまでこの施設ではやるんですか。その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、11番の電子自治体推進事業、私たちに関わるので聞くんですけれども、これはどのぐらいのときまで、これを実際にやらなきゃいけないのか。私は、大変不安を持っています。つまり、デジタルでもって何でもやらなきゃならないというと、我々はこの書類でもってやっていたのが、大変難しくなるということを考えますけれども、それらについてはどのような対策を今しようとしておりますか。

議会やそれから市政において、紙がなくなる。これについては、そういう時代だろうと

思っていますけれども、この内容をもっと詳しくお聞かせいただきたいと思います。

次に、108ページから125ページまでの収入に関することで、要するに干潟保育所の民営化ということに関係した予算の立て方です。

私は、昨年12月の議会で、この民営化の議案に反対いたしました。よくいろいろ調べて今まで来ました。それで、いろんな形でもって調べてきて、市がやったことは、地方自治法上、違反ではないということは分かりました。しかし、大変疑問がありました。

一つは、ご存じのように、自治体が建物を無償譲与するに当たっては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例準則というのがありまして、地方自治法237条にある。その中で、旭市におきましては、それに基づいて条例がつくられております。

旭市の条例はどうなっているかというと、平成17年7月1日、つまり合併したときですね、条例第42条で、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というものがつくられました。この内容が、合併する前の旭市、海上町、飯岡町、干潟町の条例と同じであるかということを見ましたならば、違っているんです。

条例2条の第2項、国または他の公共団体その他公共的団体において、公用または公共用に供するため、本市の財産を必要とするとき。それから、第3条、普通財産は次の各号のいずれかに該当するときとなっておりまして、国または他の地方公共団体、その他公共的団体において、公用もしくは、（2）国または他の地方公共団体、その他公共的団体が維持及び保存の費用を負担した公用または公用に供する財産の用途を廃止した場合。それから第4条の1、国または他の公共団体、その他公共的団体において、公用もしくは公共用、または公益事業用に供するとき。この4か所において、公共団体が公共的団体が変わっていたんです。

これは、つまり合併したときに、この部分を変えた方がいる。それが、どういう形でもって変えたのか、その記録が今残っていれば、ぜひ明らかにしていただきたい。ここでもって公共的団体ではなくて、公共団体ということになっていれば、これは香取市のように、条例としてもう1本、議会の議決を経なければならないということになるわけです。これについて、ぜひ調べていただきたいと思います。

私は、そのことを踏まえて、先ほど担当課長からのお話があったことについて、詳しく聞こうと思いましたが、令和2年の決算資料の中に、これと同じようなことが出ていまして、それについて詳しく聞こうと思いましたが、大体費用的なことは分かりましたので、これだけにとどめておきたいと思います。ぜひこの点につきましては、執行部の調査のご依頼をお願いしたいと思います。ご回答いただいてから、また質問いたします。

次に、13番の感染症予防対策については分かりました。

それから、14番の戸村議員が聞いた内容についてですが、これも分かりました。

それから、15番の新規就農者の問題です。これは、最近、国のほうの関係の新規就農者は、5年だったのが3年になって、融資ができるということになったようですけれども、これはどういう結果でそうなったのか。それから、この点についてもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

16番、水田農業構造改革推進事業については、農家の方々から、はっきり言って飼料米にだけしか実際にはペイしないんだということなんですから、もっと幅広いこの構造改革推進事業というのはないのかということを1点だけお聞きしたいと思います。

次に、17番、169ページの畜産環境フレッシュ事業であります。これは、実は同じ事業が令和3年、私は令和3年の歳入歳出決算説明資料を持っていますけれども、別冊でもって畜産環境フレッシュ事業実証実験結果報告というのがあります。これは、同じようなことをやっているんです。

これでもってうまくいかなかったのかということなんですから、今回は何か臭気を計る機械などもいれているようですけれども、もっと広くやって調査していただけるのか、このことについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、18番、観光施設管理に関する事業については分かりました。

19番、飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備事業です。これにつきましては、私がなぜこの問題を取り上げたかということ、二つ理由があるんです。

一つは、令和1年から令和5年で完了する。令和6年の初めには、利用できるというトンネル工事が何でこんなに時間がかかるのか。このJRに関係するところでどのぐらいの費用がかかったのか、お聞かせいただきたいのが一つ。

それから、今回、後で聞くことになると思いますけれども、仕事は延長して、いわゆる遅れているわけです。補正予算が出てくる。そういう形のことが続いているんじゃないかということなんです。

それから、もう一つは消防庁舎の増設が決まりました。ところが、あの北側がまだ工事ができない状態ですが、これはめどがついたのかということをお聞きしたい。

それから、南堀之内バイパス、20番については、これは完成は最終的にいつになるのか。令和6年度が終わった時点で、使えるようになるのかということをお聞きしたいと思ったからです。

21番目の都市計画総務事務費ですね。これは、何で聞いたというと、ここに令和4年2月1日で、都市計画区域見直しの進め方、都市整備課というのがあって、それでこれは私が議員でなかった前の時代に、一回議論をしてかなりやっただけなんですけれども、また初めにやり直して今回これからやって、令和7年までやるということなんですか。前はどのような結果になったんでしょうか。このことについてお聞きしたいと思います。

最後の22番が、空き家対策ですが、これは他の議員が聞いて分かったので、了解です。以上です。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、午後2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時 5分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、まず（1）の再質問についてお答えいたします。

歳出はどこかということでした。予算書60ページになります。予算書60ページの説明欄1、企画事務費のうち、説明欄、12節委託料の下、計画策定支援業務委託料594万円、ここが歳出になります。60ページの下の委託料、594万円が該当箇所になります。

続きまして、（10）になります。まず、イオンタウン1階にありますみらい広場で行われているイベントにつきましては、これは市のほうでは把握はしておりません。あくまでもおひさまテラスの来館者数が、1月末で21万人を超えたというふうな状況でございます。

それと、販売に使われているのではないかというお話でしたが、一般企業であれば展示であたり相談会は行っておりますが、販売行為は原則行っておりません。ただ先般、誤解を招くようなチラシが入りましたので、それについては指定管理者にお知らせをして、どういったことをやっているか確認をしてもらいました。その確認の結果、販売行為は行われておりませんでした。

（11）の再質問になります。スケジュール的なものなんですけれども、タブレット端末及びペーパーレス会議システムの導入ですが、令和5年4月に公開型のプロポーザルの公告を

行いまして、6月に契約、8月に操作研修を実施した後、9月議会から紙ベースの資料と併せて並行運用する予定となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、（２）の学校給食費の件です。学校給食費の公会計の推進の中で、市の徴収対策の対応として、滞納の給食分を児童手当から徴収しているが、それについて市はどう考えるかのご質疑でございます。

まず、学校給食費については、国からの通知で、公会計の推進がなされております。この趣旨は、もともと学校の先生が、学校で児童から給食費の集金を行っていたものを行政がやるべきだということで、口座振替を進めると。旭市では、もともと口座振替を基本的に行っておりまして、公会計化は済んでおりましたが、全国的にはまだ学校で徴収しているところがあるようでございます。

それで、旭市において給食費の未納につきましては、負担の公平性の観点から、毎月、未納者には督促状を送付し、年２回催告書を送付しております。また、電話催告を年２回実施しております。そういった中で、滞納者との接点の中で、滞納分を児童手当から申出徴収を保護者のほうからいただいた場合には、その保護者の納付手続きの効率化等の観点から充当をさせていただいております。行政が強制的に行っているものではなくて、あくまでもご本人の申出により実施しているものでございます。

また、徴収の関係で戸別訪問等により、生活が困窮していると思われる世帯は、給与費相当分が支給される要保護及び準要保護制度の相談、申請をするようご案内はしております。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、商工観光課より（３）商工使用料に関連しまして、長熊釣堀センターについて２点ほどご質問がございました。

１点目、どういう運営形態ということでございますが、まず長熊釣堀センターにつきましては、現在、市直営で運営を行っております。状況といたしましては、管理については管理人、これは会計年度任用職員を４名配置してございます。その職員につきましては、入場者の対応全般と魚の管理、また施設全般の清掃等管理を行っておるところでございます。

続いて、２点目、合併以後の長熊釣堀センターの利用者の推移でございますが、合併以来、平成17年度から令和３年度、４年度の途中ですので、令和３年度までの合計といたしまして

約21万4,000人ほどご来場いただいております。年平均約1万2,000人程度というふうになるかと思います。

また、ここ数年のコロナ禍におきまして、かなり心配をされたんですが、屋外であるということと安全な距離を保っているというところから、この期間中でも、平均的に約1万1,000人ほどの入場者をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 不動産、土地の売払いの件でございます。市営住宅等は解体して、土地は売却を全てしてしまうのかというご質疑でございますが、公共施設全体のことにつきまして、行政改革推進課からご回答いたします。

市では、旭市公共施設等総合管理計画を定めておりまして、その中で、公共施設の最適配置と集約化を検討し、市の将来的な財政見通し及び行政改革の指針に即した持続性ある公共施設の在り方を追及する。また、将来人口構成変化や公共施設更新に合わせて、施設の総量の縮減を図るとしております。

耐用年数が大幅に過ぎまして、古くなったものにつきましては解体して、その土地につきまして、市で有効活用する事業等がない場合には、売却するという方針で動いておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 市長。

○市長（米本弥一郎） 私からは（7）財政調整基金繰入れについてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、財政調整基金は地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金であり、安定的で継続可能な財政運営には不可欠な資金であります。

旭市財政調整基金条例第6条には、基金の取崩しの要件が定められております。それによりますと、経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるときとされておりますので、繰入れをしたものでございます。

また、財政調整基金をもっと多く積み増すべきではないかということでございますが、地方財政法第7条、毎年度の決算剰余金の2分の1を下回らない額を積み立て、または地方債の償還の財源に充てなければならないこととされております。本市では、今後、大型事業の償還が増えることとなりますので、減債基金へ積み立てているところでございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、私からは（８）中央病院の共済金についてお答えいたします。

まず、法的な根拠はあるのかというお話でした。法的根拠といたしましては、先ほども申し上げました地方公務員等共済組合法というものがございます。こちらの第141条の２で、職員引継一般地方独立行政法人の役職員に係る特例というものがございます。

条文を読み上げますと、「職員引継一般地方独立行政法人の役職員は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。」とございます。旭中央病院は、職員引継一般地方独立行政法人ですので、これによって地方公務員等共済組合法が適用になり、千葉縣市町村共済組合のほうに加入できるということになります。

それともう１点、ここに加入しているのは、独法化前の職員だけかということがございましたけれども、そうではなくて、中央病院が先ほど申し上げました職員引継一般地方独立行政法人ということでございますので、その後、入ってきた職員も当然に千葉縣市町村共済組合の組合員となります。したがって、独法化以前の職員が全部やめたら抜けるのかというお話についても、そういったことはございません。

それと、費用負担の関係です。こちらも同じ法律の113条の第４項に、地方公共団体が負担すべき費用ということで、地方公共団体は次の各号に掲げる費用を負担するという一方で、中央病院が当たるものとして、２号に基礎年金拠出金に係る負担に要する費用とございます。これは、旭市が負担するということになります。

同じく113条の第５項で、地方公共団体は組合員の事務に要する費用について負担するとあります。したがって、旭市が事務費負担金については、中央病院に代わって旭市が負担するということになります。

それともう１点、追加費用というのがございましたけれども、これにつきましては、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法というものがございます。こちらの96条第１項に、職員である組合員について生ずる組合員の追加費用は、国または地方公共団体が負担するとありますので、旭市が追加費用についても負担することとなります。

これら三つの負担金ですけれども、中央病院は旭市役所よりずっと職員も多うございます。かなり金額も高いということがありますので、市と中央病院と協議しまして、一旦市のほうへ当該金額を入れていただいて、それを共済組合へ支払うという形をとっているものでございます。

それともう１点ですけれども……。

（「事務費負担は市の持ち出しなの」の声あり）

○総務課長（小倉直志） いや、持ち出しではないです。この事務費負担金も、それから追加費用も、それと……。

（「市民だけじゃなくて」の声あり）

○総務課長（小倉直志） はい。基礎年金拠出金も、全て市に一旦入れてもらっております。実際の形としては、市が支払うものですから、市が肩代わりして支払って入れてもらうという形になるのかもしれませんが。

それともう一つ、12番の干潟保育所の条例の関係についてお答えいたします。

議員がおっしゃるように、平成17年7月に、合併時に当該条例について、公共的団体というものが加えられました。これについての経緯については、何も残っておりません。ただ、同じような形で、グーグルなんかで調べてみますと、他の市町村でも公共的団体を含んでいるところがあります。代表的なところでいうと、横浜市が同じような形でやっております。以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、農水産課からは（15）番と16番、17番の再質問にお答えします。

最初に、（15）番の新規就農の関係ですけれども、新規就農総合支援事業補助金が以前5年だったのが3年になってしまった、なぜかというところなんです、これは基本的には国のほうの制度設計ということで、うちのほうはちょっとなかなか細かいところは分からないんですけれども、この事業の変遷といいますか、基本的には令和3年まで150万円を5年間、開始資金ということで給付というのが最初の事業でした。

それが令和4年から、この後継事業ということで二本立てですね、経営発展支援事業、それと経営開始資金、この二本立てです。経営発展支援事業というのは、収納して1回だけ1,000万円上限までの機械整備・施設、家畜を導入するという場合に75%の措置、750万円措置しますよと。それが一つと、もう一つ選択としては経営開始資金、これは3年間ですね、開始資金を150万円給付しますと、この二本立てなんです、一方で、この両方を措置できますよと、ただし経営開始支援事業の機械整備のほうにつきましては、上限が500万円になっちゃいますと。それから、それを併用することもできるということなので、機械整備はちょっと3年の間に1回だけ上限500万円ということの整備なので、150万円を3年もらいながら機械整備が1回できると、こういう制度に変わりました。

総額にしますと、前回までの5年間の支給の場合は、5年で750万円ですか。併用にする
と、3年間で機械整備も1回できるんですが、825万円ということで、総額としては国のこ
の交付金にしては、増えているという状況になります。

恐らく多分、国のほうの制度設計でちょっと分からないですけども、そういった機械整
備はやっぱり必要だねというところで、そういった農業者からの話があって、国のほうでそ
ういう制度設計を変えたのかというふうに想像できます。

それから、あと二つ、16番、水田農業の関係ですけども、基本的には、この事業は以前
から50年近く転作というか、生産調整というのをやってきた事業のそれを踏襲するものなん
ですけども、今、生産調整という国の制度は、ご存じでしょうが、なくなっています。

ただ、それにしても昨今の米価の下落とかというところで、やっぱり受給のバランスとい
うのは、やっぱりそれぞれ農家も協力しながら取らないと、米価は下がっちゃうというこ
ろで、それにしても転作作物にすると、その1反歩当たりの収益というのは、やっぱり飼料
になったりとか、収益の悪い麦になったりとかというところで落ちてしまうので、そういっ
た部分で国も交付金で措置しますが、市でも県でも上乗せで少し措置する。それがこの事業
の建前なんですけれども、幅広くと飼料米を結構やっていますけれども、幅広くいろいろや
ったらということです。

一応メニューとしてはたくさんあるんですけども、旭市のみならず千葉県全体が、以前
から転作というのはなかなか進んでいませんでした。やっぱり湿地地帯というところで、麦、
大豆というのは、どこも取り組みがなくて、そこへ飼料米という制度は、旭市につきまして
は、耕種農家もたくさん、田んぼもあるし、畜産農家も盛んですし、その辺のマッチングが
うまくいくということで、飼料米の制度を確立してやっていって、どんどん転作の面積が増
えたという実績があります。

ただ、ほかの事業は、なかなか農家もちょっと取り組みづらい事業なので、旭市の特性と
しては、飼料米に特化してどんどん事業を進めていったという経緯になります。

それから、17番の臭気の関係ですけども、実証実験をいろいろやってきたというところ
なんですけど、実証の中でもなかなか臭気の拡散防止資材というものの導入については、物理
的に蓋をしちゃうというところなので、それは数字的には、かなり下がっているという報告
はあるんですけど、添加剤については、なかなか難しい部分があって、取り組んでいる農家か
らは、地域の苦情が少し減ったという状況だとか、臭いの質がちょっと柔らかくなったとい
うか、マイルドになったという、農家は言い方をするんですけども、なかなか数字的なエ

ビデンスというのは、ちょっとないという状況です。

そんなところで、今回、市のほうでも臭気測定器を買って、その辺の数値をちょっと確認していったらどうかなということで、今回そういう取り組みはしようと考えているところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、建設課からは19番、飯岡海上連絡道三川蛇園線と20番の南堀之内バイパス整備事業について、回答させていただきます。

飯岡海上連絡道三川蛇園線のほうでございますが、まずＪＲトンネル業務委託の件でございますが、時間と費用がかかっているんじゃないかというご質問でございまして、こちらにつきましては、一応ＪＲとの委託契約の中で、当初の設計の段階で、５年間ということでありまして、令和元年度から令和５年度までの５年間、協定金額につきましては18億8,866万9,000円ということで実施させていただいておるものでありまして、進捗状況としましては、予定どおり進んでおりますので、来年度分実施は、今のところ特に問題ないという報告も受けております。ですので、確実に５年度中に完成できると考えております。

続きまして、あと６年度に実際に通行できるかという部分の話でございます。その前にトンネルの前後のすりつけ等もいろいろ工事は残っておりますが、ご質問の件は一部未買収地の件かと思われますので、そちらについて、まず未買収部分については、現在も協議させていただいているところでありますが、現時点での状況を申し上げますと、未買収地部分の整備につきましては、今後の必要な期間を考慮いたしますと、令和５年度中にご理解、買収させていただくことができれば、まだ工事としては十分間に合う段階であるというふうに認識しているところであります。

でありますので、一部区間のみ未完成となってしまうことの状況とならないように、引き続き交渉を行っているところでございます。

先ほど、ちょっと後でご質問というようなニュアンスで、多分、繰越明許費が出ているから遅れているんじゃないかというご質問かと推測したんですが、またそちらのほうでご説明申し上げますが、こちらにつきましては、国の予算の前倒しの関係で、補正予算で対応させていただいて、来年度分について、前倒しの分を繰越しさせていただくという予定でありますので、この区間について何か工事が今のところ遅れているというような状況での繰越しをお願いするものではございません。

あと、消防庁舎ができるんだが、その買収のめどはということでありましたが、先ほどの回答と同様になります。交渉内容については、ちょっとなかなかこういった場で、細かいところまで答えにくい部分もございますが、当初の様々なその事業自体や形状、ルート等につきましては、なかなかご理解いただけないところからスタートしていたんですが、様々な協議を進めた中では、これまで障害であった大部分については、ご理解いただいている状態だというふうに認識はしております。

ただ、安全対策などについて、1点どうしてもご要望いただいている部分について、今、私どもも一生懸命対応しているところでありますが、これは多分に千葉県警本部等との協議が必要な部分もございます。なかなか解決しないというのも事実なところでございます。

でありますので、将来的に一部未完成という状況にならないようにということではあります。そういう状況も現実的には視野に入れないと、消防庁舎のこともありますから、そういったことで、我々としては独自にその既存道路の迂回ルートなども活用することなども、検討してまいりたいというふうには考えているところであります。

それと、次の南堀之内バイパスでございますが、こちらは先ほどの答弁でも申し上げまして、繰り返しになるかと思いますが、一応6年度いっぱい終わって、お話のように7年度当初には通れるようになる予定でやっておりますので、現在のところ工程的には十分間に合うというふうに理解しながらやっているところでありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 先ほど新規就農の関係で、令和3年度が150万円の5年間と、私は回答したのですが、令和3年にも若干変わってまして、令和3年に取り組む場合は、150万円が3年で、残りの2年が120万円と、そういう制度が途中で少し変わってました。そうすると、合計で690万円で、その年度につきましてはということです。

すみません、訂正させていただきます。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、(21)都市計画総務事務費のうち、都市計画の見直しの経過についてご回答いたします。

都市計画の見直しについては、合併時に新市において検討するということになっております。そういった中、古い話なんです。平成19年から都市計画マスタープランの策定を開始

いたしまして、平成21年度に策定しております。都市計画マスタープランの中で、都市計画区域については、市全域に拡大するとされています。

その後、都市計画区域の拡大に向けて準備を進めていく予定であったと思われるのですが、ご存じのとおり、平成23年に大震災がございまして、都市計画の議論もありましたが、復興を優先するというのが、旭市は大被害がございましたので、そういったことから復興の事業のほうを取り組んでいったところでございます。

震災から5年ほどたった平成28年頃から、都市計画区域とか建築のルールについて、市内の区長会とか農業委員会とか、そういった会議に併せまして、説明会を徐々に始めさせていただきまして、平成30年に広報あさひなり、またその商工会なり、そういったところに出向きまして、都市計画についてご説明させていただいております。

そういった中、再スタートというのは、ちょっと言い方はおかしいかもしれませんが、準備を進めまして昨年2月に本年度から都市計画区域の拡大を行うということでご説明して、本年度から取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、最後になりますけれども、3回目の質疑をさせていただきたいと思います。

2番目の給食費の問題ですけれども、このアクションプランというあれは何だか知らないけれども、これは1年間のいろんな事業を総括しているこのアクションプランですね。これは、大変興味ある資料です。私もいろんな市の動いている状態がよく分かる資料なんですけれども、この中でどうしても納得できないのは、市が最終的に決算のときに、つまり放棄すべき学校給食費が何十万円か出てきますよね。それ以外のものがどうなっているんだ、途中経過というのはあなた方は、まるっきり明らかにしてないんです。

アクションプランでは、一応330万円となっています。だから、徴収の仕方が先生方の手を外れて、市が直接やっているというのは、それは正しいわけですから、ただ、それについての監督というか、あれはどこがやるのか、どういうふうにして管理しているのか分かりませんが、これがやっぱり決算のときに聞いてもよく分からなかったんです。これはどうしてなのでしょう。ぜひご回答いただきたいと思います。2番です。

それから、3番についてはなるほど分かりました。今、大変利用者が多いようです。

一つ聞きたいんですけれども、これは私は実は、社会体育施設を指定管理者にするという

ことを先日のチラシでもって住民の方に配ったらば、こういう話があったんです。市は一回長熊の釣堀センターを民間の企業に頼んだけど、利用者が減ってきて、また元に戻したんだと、こういうことを言ってくれる方がいまして、へえって。これでもって、一回聞いてみますよ。そういう事実はあったんですか。これだけお聞きしておきたいと思います。

それから、7番の財政調整基金の問題で、市長からご答弁いただきありがとうございます。

ただ、私は令和3年の決算から4年、2年の決算を見て、その前も含めてですけども、どうも財政調整基金を一定の金額に調整しているように見えるんです、あなた方の財政運営が。そういうことはありませんか。

つまり、一時増えた時代があったんですけども、それは確かに庁舎も建てた、50億円で建てたから借金が増えたから、だから減債基金に積み立てるというのは分かりますけれども、どうもそこら辺が調整しているように見えたので質問しましたので、それはなければ結構です。

それから、中央病院の共済金については、やっと分かりました。私は、結局、どうしてこういうことをやらざるを得なかったのかという事情はよく分かります。分かりますので、理解いたしました。

それから生涯活躍のまちについては、分かりましたけれども、本当にその2階を見学に来たり、それから利用した方々が、市長が答弁された、議会報告した数の数がいたのかどうかというのは、大変私はまだちょっとクエスチョンです。

それで、実はこの事業が始まる昨年、おひさまテラスに関する情報開示をしてもらったらば、何だか訳の分からない、こんなに文書をもらいました。細かい取決めが、確かに旭市とそれからイオンでもってやられているということは分かりましたけれども、では、どういう事業がどのくらいやられてあるかというのを私たちに示していただかなければ、決算のときでも結構ですけども、本当にこれが役に立っているというふうに私たちには見えないんですよ。

料理教室が何回やられた、それからそういうのを使うグループが何日やった。こういう報告が、ぜひ次の令和4年度の決算でもって出るように頑張ってください。これだけお願いしておきます。

それから、干潟保育所の完全民営化については、このぐらいでやめておきますけれども、しかし私は、これからの動きを十分に見ていきたいと、このように考えております。

なぜか、ご存じのように、国が保育所不足のときに、文部科学省と厚生労働省の取決めで、無理にと言ったら語弊がありますがけれども、認定こども園制度というのをつくりました。その認定こども園制度というのはどういうものかと、ご存じのとおりです。幼稚園が、1号、2号、3号の形で決めた子どもたちを保育できるというようにしたわけです。

それは、幼稚園のみで行っていたときの経営事態は、大変よかったと思いますけれども、だから、保育所が足りないときに緊急的にはやむを得なかったか知りませんが、実はそれに伴うところのいろんな義務を認定こども園は果たしてないんです。

ですから、大変不十分な制度だと思いますけれども、それを逆に利用されて、私に言わせれば保育所を民営化したというふうに考えていますので、その点は意見の違いがありましようからですが、見守っていきたいと思っております。

それから、畜産環境フレッシュ事業につきましては、私も畜産の臭気の問題で、大変環境課にも農水産課にもお世話いただいているので、1年ちょっと間があって、また新しい事業を始めてもらって、これが成功することを願っておりますけれども、旭市に新しい人に来てもらいたい、それから、住民を増やしたいと思えば、この対策はもっと徹底してください。

私たちは、ここに住んでいるからあまり敏感じゃないんですけれども、ほかから来た人は、飯岡や海上の山の中でもって養豚をしているときの臭いまで感じるんです。これは事実です。だから、私たちは畜産で大変農家の方々は頑張っているのは分かっているんですけれども、それをやっぱり生かすためにも、市の行政の中で、こういうことについてもっと力を入れていただきたいと思っておりますので、これは市長の決意を聞きたいなと思っております。

それから、三川蛇園線については、大変ご苦勞されているのはよく分かりました。それで、県警の話が出たんで大体想像がつきますけれども、要するに買収に渋っている方が、何を言っているかということを私も聞きました。間接的ながら、本人からは聞きませんが、なるほどと思ったので、そこら辺のところがうまくいくように、やっぱり市や県会議員の力を借りて努力すれば、何とかならないかと私も考えております。これは答弁要りません。よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、（2）の学校給食費のアクションプランの中で、放棄すべき給食費として処分されるが、それまでの間にどういった形を取っているのかという

ご質疑かと思えます。

未納者には、先ほど申し上げましたとおり、督促状を送付して、催告書なども送付しております。それでも納入しない世帯につきましては、さらに個別に電話、あるいは夜間徴収なども実施しております、その中で計画的に納付していただける方には分納していただいたり、あるいは先ほど申し上げたように、児童手当からの申出徴収などをしております。

また、戸別訪問によって、その要保護、準要保護制度のそういった制度についてもご案内しております、最終的に放棄すべきものとして、例えばコロナ禍などで多重債務者となって、生活再建が不可能な世帯などについては、不納欠損の処理を決算の時期にするということでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、商工観光課から長熊の釣堀センターの指定管理時代の利用者が減っていたのではというようなご質問でございました。

まず、利用者でございますが、平成24年度が1万9,801人、ここがピークでございました。そこから令和2年度まで微減というような状態で、今現状続いている。令和3年度で若干盛り返したんですが、そういう傾向でございます。

たまたま指定管理が平成25年度から27年度までの3年間ございました。その後は、市の直営というふうに続いております。たまたまその中に、指定期間内に収まったということかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課のほうより、ただいまの財政調整基金の額を調整しているのではないかとというようなご質問でございましたけれども、財政調整基金につきましては、取りあえず財政運営の一つということで、別に調整とかということは全く考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（木内欽市） 市長。

○市長（米本弥一郎） 議員のおっしゃるように、畜産臭気につきましては、生まれ育った私たちよりも、よそから来た方のほうが敏感に感じるということは、私も認識しておりますし、今も進めていますけれども、移住・定住を促進するためには、この臭気を解決していかなければいけないと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 以上で松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は、引き続きお願いいたします。どうぞ質問を続けてください。

○20番（松木源太郎） 議案第2号、令和5年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、1点ご質疑申し上げます。

病院の令和5年度予算における事業収入と起債現在高及び起債償還計画、また、病院事業以外の福祉事業の経営状況と、令和5年度以降の福祉事業の事業休止または廃止の計画などの予定をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、まず質問の順番とは異なりますけれども、最初に病院事業債管理特別会計における起債現在高と償還計画について説明いたします。

病院事業債管理特別会計の令和4年度末の起債残高見込みは183億7,092万円となります。

また、令和5年度末の残高見込みは174億8,245万9,000円となります。

起債償還計画につきましては、現在年間17億円程度の償還を予定しておりますが、新規の借入れの状況等により今後償還額が増減することもございます。

令和6年度から始まります第3期中期計画において、計画期間中の新規の借入れ計画をお示しする予定であります。

続きまして、病院事業収入、福祉事業の経営状況、福祉事業の休止または廃止の予定についてになりますが、まず本議案ですが、地方独立行政法人に係る病院事業債の円滑な管理及びその経理の適正を図るための特別会計の議案でありますことから、回答のほうは控えさせていただきます。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） ありがとうございます。

それでは、市長にお聞きいたします。

確かに、この予算の中で答弁する問題ではありませんが、しかし起債償還のことは、将来にわたる旭市が設立している病院経営で、管理者は市長が選び、それから監査も市長が選ぶという、そういう関係になっていますね。

それで、聞きたいんですけれども、実は私が聞くところによりますと、病院では昨年的一般質問で聞きましたけれども、理事会で特別養護老人ホームと養護老人ホームを廃止する議

決をされました。それで、昨年中に養護老人ホームのほうは、26人いた方を全て他の養護老人ホームに移転してもらって、入居者がゼロになりました。

そうすると、もうその事業はやっていないわけですね。ですから、設置団体である旭市は、こういう場合にどうするんですか。条例でもって養護老人ホーム廃止条例を出すんですか。いつ出すんですか。これらの設置者である市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、午後3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松本源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 地方独立行政法人が設立団体の議会の承認をいただくものとしては、定款の変更、中期目標、中期計画の作成及び変更等となっております。

現在進めております東総園の廃止につきましては、特別養護老人ホーム、養護老人ホームの入所者の転所等が終了し、両事業の廃止の目途が立った段階で、併せて定款の変更の議案を提出し、ご審議いただくことを予定しております。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 了解しました。

ただ、それが本当に、旭市が設置団体として、旭中央病院というのを、独立行政法人をつくったのになかなかどうかという問題は一つ残っていると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に移ってよろしいですか。

○議長（木内欽市） はい。

○20番（松本源太郎） それでは、議案第3号についてご質疑申し上げます。

令和5年度旭国民健康保険事業特別会計予算の議決について1点だけ。

議案第14号の国保税改正による限度額の引上げによる増収見込みと、財政調整基金が86%増による財政調整基金への影響、後期高齢者支援分の増額の原因をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 限度額の引上げによる影響ですが、令和4年11月末の試算では、賦課額は約730万円の増額となる見込みでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、保険年金課からは、324ページの歳入における財政調整基金繰入金が86%増による財政調整基金への影響と、もう一つ、332ページの、歳出ににおけます保険事業費納付金のうち、後期高齢者支援金分の増額の原因ということで、ご質問につきましてご回答させていただきます。

まず、財政調整基金の関係でございます。

令和5年度の財政調整基金の繰入金は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少と被保険者の減少に伴い、税收の回復が見込めないため、3億3,500万円と見込んだところでございます。

財政調整基金への影響ということでございますが、まだ4年度予算執行中でございますので、あくまでも見込みということでご説明させていただきますと、市としましては、令和5年度当初の基金残高を12億4,218万1,000円と見込んでおります。対しまして、令和5年度末では9億726万1,000円と見込んでいるところでございます。

続きまして、保険事業費納付金のうち、後期高齢者支援金分の増額の要因についてご説明させていただきます。

後期高齢者支援金分については、後期高齢者医療保険の制度維持のため、市町村が県へ納付し、県は、市町村分を取りまとめまして、国へ納付するものでございます。納付金は、県内の被保険者に関わる人口と所得に応じて、県全体の納付金が算定された後、各市町村の被保険者に関わる人口と所得に応じて、各市町村ごとに再算定されるものでございます。

今回の増額の要因でございますが、市におきましては9.2%の伸び率に対しまして、県全体でも、市と同じく約9%の増となっています。したがって、今回の増因につきましては、旭市の特異的な状況というよりは、県全体の必要額が増加となったことによるものと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 以上で、松木源太郎議員の質疑を終わります。

続いて、議案第6号の質疑に入ります。

松本源太郎議員、引き続き、続けてください。

○20番（松本源太郎） 議案第6号、令和5年度旭市水道事業会計予算の議決について質疑いたします。

資本収支勘定の旭配水場に関わるポンプ施設更新工事や、電気計装設備等工事について、今後の市の配水計画との関わり、検討状況、市当局の見解をお伺いいたします。

また、水道課と下水道課、農水産課の農業集落排水部門を一つにまとめた経理上の人員配置は、現在どのようになっているのか、各予算によって、人員が割り振られておりますけれども、これを一つの課にまとめた結果、どのような人員配置になっているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） それでは、回答させていただきます。

まず、2点あったと思いますが、まず旭配水場に関わるポンプ施設更新工事や、電気計装設備等工事について、今後の配水計画との関わり、検討状況、市当局の見解をとということでございますが、旭配水場に係るポンプ施設更新工事や、電気計装設備等の工事は、水道事業の長期計画である旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づき実施するものでございます。

旭配水場のポンプ井や管理棟については、耐震性の不足が懸念されており、ライフラインとして、災害に強い、安定した施設とするべく、更新による耐震化を図るとともに、地下に設置されている電気設備を地上階へ移すことにより、水害時の浸水対策を図るものでございます。

今後の配水計画については、自然流下である海上、飯岡、干潟、各配水場の区域を拡大するため、それらの基幹管路の耐震化を含む更新、干潟配水場の配水池の増池及び改修、配水区域の適正化を目的とした管路の増径及び耐震化の工事を順に行っていくことにより、震災などの災害時や事故時の給水能力を高めてまいります。

将来的に、旭配水場のポンプ施設については、自然流下区域の拡大が進んだ後に、規模の縮小について検討をすることになると思いますが、工事に充てる財源に限りがあることから、自然流下区域の拡大が進捗するまでに、ポンプ施設の耐用年数を超える年数がかかるものと見込んでおります。このため、今回は、現状の能力のまま、ポンプ施設の更新をするもので

ございます。

それから、もう1点ですが、水道課と下水道課、農業集落排水を一つにまとめたことにより、経理上での人員配置はどういうふうになっているかということについてお答えします。

水道、公共下水道、農業集落排水の各部門の人員配置については、組織再編に伴い、令和3年度より水道課と下水道課が統合し、上下水道課として業務を行っております。各部門での経理上の人員配置ですが、水道事業会計では11名、公共下水道事業会計では5名、農業集落排水事業会計が1名となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 概略、まず1点目の配水場の電気計装、それからポンプの設置工事、分かりますけれども、じゃ、これが終わったら、将来の自然流下方式の抜本的な計画をしていただけるんでしょうか。これについては、担当課長よりも市長だと思えるんですけどもね。これがいつ終わるかといえば来年だと思えるんですよね。もっと先ですか。

それから、もう一つは、確かに今、旧旭市のポンプ場は地下にあります。これを地上に出すっていいことだと思うんですけども、それが過去に、私は今でも思い出しますけれども、圧送式の配水場、大変コンパクトに造られているんですけども、一回故障すると幾日も水が出なくなる事故を、創設直後に起こしているんですね。これ、今でも忘れられません。

このことを考えれば、早く自然流下式を始めなきゃいけないと思うんですけども、その長期的な計画を、ぜひ市でもって、今立てていただきたいと、このように考えますけれども、市長いかがですか。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 現在、おっしゃるとおり、自然流下区域の拡大を進めているところでございますが、区域が拡大することによりまして、末端では水圧が十分確保できるかどうか分かりませんので、その辺もしっかり確認しながら進めてまいります。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） それでは、議案第9号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決について、繰越明許のことで。

議案第9号の4ページと、5ページに、繰越明許と地方債の補正がありますけれども、地方債の補正は分かるんですけども、繰越明許で、結局、令和5年度に継続して続ける事業

であります。

先ほど、飯岡海上蛇園線についてはご答弁がありましたので、また、南堀之内は次年度に終わるだろうということですので、これは結構です。その他の繰越明許に至る経過を、簡単にご説明いただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 行政改革推進課からは、庁舎管理費の繰越明許費について回答いたします。

こちらにつきましては、市役所の駐車場整備事業として、千葉県の収用事業の認定を受けて実施するものでございます。県との協議は早い段階から進めておりましたが、協議に想定以上の時間を要しましたため、認可の許可が本年１月末となったことで、工事の年度内完了が見込めなくなったことから、繰越しをするものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 健康づくり課からは、４款１項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業についての繰越し理由について回答します。

国の説明会において、小児・乳幼児については、ワクチン接種が開始されてからの期間が短いため、引き続き、接種機会の確保が必要と見解が示されました。接種体制を確保するため、繰越明許費を設定するものです。

以上になります。

（発言する人あり）

○健康づくり課長（齊藤孝一） 小児と乳幼児で。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、農水産課からは農水産業費のほうで説明します。

６款１項農業費、農業基盤整備事業は、県の土地改良事業が入札で不調となったこと等により繰越しすることから、市の負担金の支払いも翌年度となるため、これによって繰越しするものです。

もう一つ、農業水利施設改修事業、これは、飯岡地先の玉浦川排水路の改修工事におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、資材の納入が予定より大幅に遅れたため、年度内の事業完了が困難となったことから、繰越しするものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、8款土木費、2の道路橋梁費のうち、6本繰越明許費を計上させていただいておりますが、このうち2本については省略させていただいて、上から順次ご回答申し上げます。

初めに、道路新設改良事業のうち3,620万5,000円、こちらにつきましては、道路改良工事2件と、道路排水工事1件の計3件でございます。

道路改良工事の2件につきましては、どちらも東京電力の電気工作物の移設協議に不測の日数を要したため、繰越しをお願いするものであります。箇所といたしましては、鶴巻小学校付近と、飯岡バイパス北側の市道となります。

道路排水工事につきましては、これも東京電力の電気工作物やガス管移設の協議に不測の日数を要したため、繰越しをするものであります。箇所は、中央小学校南西付近の市道上部分となります。

続きまして、蛇園南地区排水路整備事業の9,086万円は、着工後に飯岡バイパス付近にて判明しました不明埋設管の取り扱いにつきまして、管理者であります千葉県海匠土木事務所との協議に不測の日数を要したため、繰越しをするものであります。

続きまして、飛びまして、震災復興・津波避難道路整備事業の5,701万3,000円は、旭地域、椎名内西足洗線が4,231万5,000円、飯岡地域の横根三川線が1,469万8,000円の2路線であります。

初めに、椎名内西足洗線につきましては、大利根土地改良区との協議に不測の日数を要したため、繰越しをするものであります。

横根三川線につきましては、千葉県公安委員会との道路法に基づく協議や、東京電力の電気工作物の移設協議に不測の日数を要したため、繰越しをするものであります。

続きまして、冠水対策排水整備事業の6,430万円は、中央第三保育所付近での公共下水道管の移設や、東京電力の電気工作物の移設協議に不測の日数を要したため、繰越しをするものであります。

以上で、建設課の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 行政改革推進課所管の庁舎管理費、これについてちょっとお聞きしますけれども、これは、あれですか、駐車場の使用だけではないでしょう。令和4年度当初

のときに、私が質問したものなんですけれども、場所は千葉県旭市ニ新宿地内及びニ字新堀前地区、この地域のあれですか、ここに駐車場をつくるということなんですけれども、これとはちょっと違うんですか。お答えいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 議員おっしゃるとおり、その2か所の駐車場整備に係る事業でございます。土地の取得のほうは完了しておりますて、あと、駐車場の整備工事のほうが残っておりますので、その分を繰越すということでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 了解しました。

ただ、私は、この事業は4年度の当初予算のときに、偶然にも何だろうと思って聞いたら、西のほうに駐車場を造るんだというご答弁があつて、あなた方執行部から積極的な説明はなかったんですね。関心を持っていて、ただ、ここにこれだけのお金をかけて駐車場を造る場所なのかという疑問を持っています。

この建物、市庁舎の建物が、公園のど真ん中に建っていて、その脇にはもう手が出せないということだから、離れたところに造るんでしょうけれども、もっと近くに造るべきであつたと私は考えておりますので、それだけ申し上げておきます。ご回答は結構です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告の質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、松本源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○20番（松本源太郎） 議案第17号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でありまして、ここに書かれておるのは、西野住宅と双葉団地の将来計画のために、二つの市営住宅を廃止するということであります。

これについてはちょっとお聞きしておきたいんですけども、今、市営住宅を将来どうするかということについて、どのようなお考えを持っているのでしょうか。

神西のように、住む人がいなくなるまで自然に壊さないでおく、そして、なくなったらば売り払う、こういう計画で旭市はいるのでしょうか。それとも、西野住宅、双葉住宅などに代表される現在の住宅を、どのように維持して、どのぐらいの数の住宅を、旭市として、市営住宅として持てばいいか、こういうことについての計画は、どのように今なっているのでしょうか。

79戸ある雇用促進住宅の2棟の5階は全く使われず、ハトのふんだらけ。そして、37戸ないし39戸の世帯しか使っていない。これをどう考えたらいいのでしょうか。市の公営住宅についてのお考えを、ぜひこの機会にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、議案第17号の市営住宅の設置及び管理に関する条例のうち、議員のご質問である市営住宅の管理方針、そのあたりにつきまして回答いたします。

まず、西野住宅、双葉団地につきましては、こちら入居者の退去をもって、廃止・解体を進めていくこととしております。現在、西野住宅で17戸、双葉団地でまだ37戸の方が住んでいらっしゃいますので、すぐにとすることはございませんが、入居者の募集を行わず、退去をもって廃止・解体としていく方針でございます。

その後につきましては、まだしばらく先でございますし、今この段階で、売り払うだの利用するだのということはちょっとないんですが、西野住宅、双葉団地については、そういった計画になっております。

また、そのほかに10個の住宅団地を保有しております。368戸です。

この住宅につきましては、計画的な修繕や改修による管理を行ってまいりましたが、約8割の住宅が建築後40年以上経過しておりまして、だいぶ設備等の老朽化が進んでいる状況でございます。また、近年は、先ほどの雇用促進住宅のお話もございましたが、人口減少ということもございまして需要が少なくなってきておりまして、入居率がちょっと低くはなっております。

そのようなことから、市営住宅の計画については、施設を4タイプに選別しまして、長寿命化を行うもの、日常の点検に関する方針を施設ごとに決めまして、計画的な維持管理を行う、それと併せまして、床面積を最終的には35%縮減していきたいというふうには考え、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画でうたっております。

また、地域や社会情勢の変化、こういったものがございましたら、市営住宅の供給量が不足する、そういった懸念もございます。これは長いスパンで考えた場合ですけれども、その場合は、借り上げの公共住宅の活用調査、そういったのを進めていくなど、効果的・効率的に市営住宅を運営していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 今、課長がおっしゃった方針は、どこに明示されておりますか。私たちに配られていますか。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 今の答弁の内容は、旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別

施設計画、こちらのほうの公営住宅の欄に記載がございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） その中には、将来、市営住宅が必要になったら、借り上げを利用するということまで書かれておりますか。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 施設計画77ページになるんですが、その中段に、「地域や社会情勢の変化により市営住宅の供給量が不足した際には、借上公営住宅の活用について調査検討を進めるなど、より効果的・効率的に市営住宅サービスの提供に努めていきます。」と記載されております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） その計画は、どういう形でもって、誰が議論して決まったわけですか。これ、議会も関与しておりましたか、それとも、公的に、計画をつくるための審議会や委員会などもつくられましたか。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑は、回数が終了しました。

以上で、松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第19号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第20号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第21号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第22号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第23号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で、議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第21号、議案第22号直接審議（先議）

○議長（木内欽市） おはかりいたします。議案第21号、議案第22号の2議案は人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思います。これに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号、議案第22号の2議案は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第21号、議案第22号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は電子表決システムで行います。

議案第21号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第21号は同意することに決しました。

議案第22号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第22号は同意することに決しました。

ここで、3時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時45分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（木内欽市） 配付漏れなしと認めます。

ただいま、発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 景山岩三郎 登壇)

○議会運営委員長（景山岩三郎） 議員の皆様には、議案質疑大変お疲れさまでございました。

ただいま、議会運営委員会を開催いたしまして、委員長報告を申し上げます。

ただいま、議会運営委員会を開きまして、発議案に伴う追加日程について協議をしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

本日、提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和5年旭市議会第1回定例会議事日程その2、本日3月6日月曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第

3、質疑、討論、採決。

以上で、追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（木内欽市） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号の1発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（木内欽市） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、議会運営委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 景山岩三郎 登壇）

○議会運営委員長（景山岩三郎） 発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由を申し上げます。

この規則の改正は、委員会での表決方法について、起立による表決に、挙手による表決を加えるため、所要の改正を行うものです。

以上で、皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号の1発議案を議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（木内欽市） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第20号までと、議案第23号の21議案をお手元に配付してあります付託議案分担表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、15日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は8日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時52分